

インドネシア国  
初中等理数科教育拡充計画  
事前調査団報告書  
資料編

平成9年5月

JICA LIBRARY



J 1150563 [3]

国際協力事業団  
社会開発協力部

社協一  
JK  
97-020







インドネシア国  
初中等理数科教育拡充計画  
事前調査団報告書  
資料編

平成9年5月

国際協力事業団  
社会開発協力部



1150563 {3}

## 全 体 目 次

1. マラン教育大学教務指針	1
2. マラン教育大学自然科学教育学部案内	125
3. バンドン教育大学理数科教育学部教育課程	147
4. マラン教育大学数学自然科学教育学部内部評価報告	221
5. インドネシア教員養成高等教育機関の基礎資料	246
6. 国立理科教員研修センター (PPPG-IPA) バンドン資料	248
7. インドネシア国の初中等教育事情資料	259





1. マラン教育大学教務指針

マラン教育大学

教務指針

1996年度

## 序 言

この1996年版マラン教育大学教務指針は、1995年版を改訂したものである。この教務指針は、マラン教育大学が実施しているディプロマ課程、学士課程、修士課程、博士課程、特別課程等の全ての教育及び授業に関わる基本的な規程を記載したものである。詳細に言うと、ここには、教育課程の種類、教務制度、授業計画、学術、授業の管理運営等に関する規程が記載されているのである。なお、相当課程、第二SI課程、特別専門課程に関する細目は別途規程されるものとする。

教務指針の改訂においては以下の点が重視された。即ち、(a) 学士課程全国統一カリキュラムの実施に関する規程、(b) 博士課程の運営、(c) 全ての教育課程、特にディプロマ課程・学士課程と大学院課程との教務運営制度の整合性及び連続性、(d) PPLとKKNの実施規程等である。

この教務指針の改正に際して、1995年教務指針、1990年第30号政令、1992年マラン教育大学学則、1990年自然科学カリキュラム、1992年学士課程高等学校教職カリキュラム、高等教育機関における博士課程教育実施に関する教育文化大臣決定 No.053/U/1993、高等教育機関におけるカリキュラム編成及び成績評価に関する教育文化大臣決定 No.056/U/1994、学士課程全国統一カリキュラムの追加措置に関する高等教育局長通達No.1684/D/Γ/95等を参照した。

この教務指針は、マラン教育大学の全ての教育課程の実施に関わる科目担当教育、学習指導教官、学生、事務職員に対して拘束力を持つものであり、全ての成員に対し適用されるものである。大学院課程に関する規程は、1994年度以降の入学者に適用されるものとする。

この教務指針を補足するものとして、教育及び授業に関する以下のような規程が別途作成されている。即ち、(1) マラン教育大学案内 (2) 学部 (教育学部、言語芸術教育学部、数学自然科学教育学部、社会科学教育学部、科学技術教育学部) 及び大学院案内 (3) 実習課程実施規則 (4) KKN実施規則 (5) 学術論文作成指針である。

この教務指針の作成に際して御助力いただいた全ての方々、とりわけ教育・授業委員会委員、各副学長、第一副学部長、大学院第一副部長、実習課程実施部長、KKN課程調整部長、コンピュータ・センター長の方々に感謝申し上げます。また、特に教務・学生・計画・情報システム部長及び職員の方々の御尽力に対しお礼を申し上げます。

この指針が教育活動に役立つことを願うものである。

1996年11月22日  
学長

Dr.H.ヌリル・フダ、M.A.  
公務員番号130517570

## 目 次

序言	2
目次	3
略語一覧	10
図表一覧	15
マラン教育大学教務指針に関するマラン教育大学学長決定 No.0100/KEP/PT28.H/Q/1996	16
第1部 本質及び教育の種類	19
第1章 総則	19
第1条 本質、基盤、目的、基本任務及び機能	19
第2条 基本任務の運営と教育分野における機能	19
第2章 教育課程	21
第3条 教育課程の基礎	21
第4条 教育課程の一般目的	22
第5条 教育課程の柔軟性	24
第6条 教育の種類	24
第7条 各教育課程の目的	25
第8条 教育の実施担当者	26
第9条 教育課程と研究課程の種類	28
第10条 卒業者の学位及び専門称号	32
第11条 教育の資格	32
第2部 教務制度	33
第3章 セメスター単位制度	33
第12条 単位制度	33
第13条 セメスター制度	33
第14条 セメスター単位制度	33
第15条 履修単位数	34
第16条 修業年限	34
第4章 入学制度	36
第17条 入学	36

第18条	大学院入学条件	38
第19条	大学院登録条件	38
第20条	大学院入学委員会	38
第21条	転学	39
第22条	学内転学手続き	39
第23条	学外転学手続き	40
第24条	外国人留学生	41
第5章	学生事務制度	42
第25条	教育振興協力金 (SPP)、実習費 (BKP/KL)、教育運営費 (BPP)	42
第26条	学生登録	42
第27条	休学	43
第28条	身分変更	44
第6章	授業運営制度	45
第29条	授業	45
第30条	授業運営	45
第31条	助言制度	46
第32条	履修計画	47
第33条	セメスター履修単位数の決定	47
第34条	授業時間割	48
第35条	履修登録	49
第36条	授業規則	51
第37条	学生に対する処罰	51
第7章	セメスター修了時、課程修了時の学生事務制度	53
第38条	セメスター修了手続き	53
第39条	単位認定手続き	53
第40条	学位記、卒業証書及び成績証明書	54
第41条	優等卒業者	55
第42条	卒業式	55
第3部	学士、ディプロマ、教員免許課程教務規程	57
第8章	カリキュラム	57
第43条	新旧カリキュラムの規程	57
第9章	旧カリキュラム	58

第44条	カリキュラムの構造と単位配当	58
第45条	一般基礎科目 (MDU) (旧カリキュラム)	58
第46条	基礎教職科目 (MDK) (旧カリキュラム)	59
第47条	専攻科目 (MBS) 及び教科教育法科目 (MPBM)	60
第48条	選択科目	61
第49条	副専攻科目	61
第50条	学士課程のコース分け	61
第51条	学士課程のカリキュラム配分 (旧カリキュラム)	61
第52条	追加単位	63
第53条	教員免許課程	61
第10章	1992年カリキュラム (K92)	66
第54条	カリキュラムの構造と単位配当	66
第55条	一般科目 (MKU) (1992年カリキュラム)	66
第56条	基礎教職科目 (MDK) (1992年カリキュラム)	68
第57条	1992年カリキュラムの専攻科目 (MK)	69
第58条	1992年カリキュラム選択科目	69
第59条	学士課程のカリキュラム配分	69
第60条	1992年カリキュラム追加資格課程 (副専攻)	71
第61条	1992年カリキュラム基礎能力課程 (PSSMM) 科目群	72
第62条	1992年カリキュラム特別一括課程科目群	73
第63条	1992年カリキュラム追加単位	75
第64条	みなしの単位	75
第65条	学士課程のコース分け	75
第66条	1992年カリキュラム教員免許課程	75
第67条	ディプロマ相当課程及び教育学士課程	76
第68条	小学校研究分野の教育学士課程 (第二学士)	76
第11章	教育実習 (PPL)	77
第69条	定義と目的	77
第70条	位置づけ及び種類	77
第71条	前提条件及び実施	78
第12章	実践研修授業 (KKN)	79
第72条	定義と目的	79
第73条	位置づけ	79

第74条	前提条件及び実施	79
第13条	卒業論文	81
第75条	定義	81
第76条	目的	81
第77条	役割	81
第78条	前提条件及び提出期限	81
第79条	指導	82
第14章	成績評価	83
第80条	定義、目的及び方法	83
第81条	試験の種類及び形式	83
第82条	科目試験	83
第83条	卒業論文試験	84
第84条	成績評価	85
第85条	評価の意味	86
第86条	セメスター修了評価	86
第87条	課程修了評価	86
第88条	卒業成績	88
第4部	大学院課程教務規程	89
第15章	カリキュラム	89
第89条	修士課程	89
第90条	博士課程	89
第91条	みなしの単位	89
第92条	専攻ガイダンス	90
第16章	修士論文及び博士論文	91
第93条	修士論文の作成	91
第94条	修士論文指導教官	91
第95条	修士論文指導教官の任務	91
第96条	修士論文指導教官の資格	92
第97条	博士論文の作成	92
第98条	博士論文指導教官	93
第99条	博士論文指導教官の任務	93
第100条	博士論文指導教官の資格	93

第101条	博士論文調査プロポーザル審査委員会	94
第102条	博士論文審査委員会	94
第103条	博士論文審査委員会の任務	94
第104条	博士論文調査プロポーザル審査委員及び博士論文審査委員の資格	95
第17章	成績評価	96
第105条	学業成果の評価	96
第106条	学業評価の算定方法	97
第107条	学生への警告	97
第18章	包括試験・資格試験	98
第108条	包括試験・資格試験の意図	98
第109条	包括試験・資格試験の性質と形式	98
第110条	包括試験・資格試験の材料	98
第111条	包括試験・資格試験受験の前提条件	98
第112条	包括試験・資格試験委員会	99
第113条	包括試験・資格試験の問題作成	100
第114条	包括試験・資格試験の運営と実施	100
第115条	包括試験・資格試験の採点	100
第116条	包括試験・資格試験の評価方法	100
第117条	包括試験・資格試験の最終成績確定	101
第118条	包括試験・資格試験の再試験	101
第119条	包括試験・資格試験の成績発表	101
第19章	修士論文試問	102
第120条	修士論文試問の目的	102
第121条	修士論文試問受験の前提条件	102
第122条	修士論文試問委員会の構成	102
第123条	修士論文試問委員会の任務	103
第124条	修士論文試問の成績評価手続き	103
第125条	修士論文の修正	103
第126条	修士論文再試問	104
第20章	博士論文試問	105
第127条	博士論文試問の目的	105
第128条	博士論文試問の段階	105
第129条	第一段階博士論文試問受験の前提条件	105

第130条	第二段階博士論文試問受験の前提条件	105
第131条	博士論文試問委員会の構成	105
第132条	博士論文試問委員会の任務	106
第133条	博士論文試問の成績評価手続き	106
第134条	博士論文の修正	107
第135条	博士論文再試問	107
第136条	博士論文試問討論会	107
第21章	修了認定	108
第137条	総則	108
第138条	修士課程修了認定	108
第139条	博士課程修了認定	108
第5部	教育課程運営管理	109
第22章	教育課程運営管理	109
第140条	管理規程	109
第141条	計画	109
第142条	組織運営	110
第143条	実施	111
第144条	評価	112
第145条	監督	112
第23章	指導及びカウンセリング	114
第146条	定義	114
第147条	目的	114
第148条	機能	114
第149条	活動計画	114
第24章	教員	115
第150条	総則	115
第151条	前提条件	115
第152条	任命	115
第153条	発展と向上	116
第154条	教官の職責、権限及び義務	116
第155条	教官の学術上の権利	118
第156条	教官の職務分担	119



第157条 専門職の待遇評価 .....	119
第158条 大学院教員の職務及び資格 .....	122
第25章 その他.....	123
第159条 科目コード .....	123
第160条 教官コード .....	123
第161条 学生番号と番号一覧表 .....	123
第162条 大学、学部、大学院案内 .....	124
第163条 移行規程 .....	124
第164条 その他の規程 .....	124

## 略語一覧

AAKPSI	教務・学生・計画・情報システム管理
A III	第3種教職専門課程
A IV	第4種教職専門課程
ADP	経営学（研究課程）
AKT	会計学（研究課程）
ARA	アラビア語教育学（研究課程）
ASI	外国語教育（学科）
ASP	教育経営（学科及び研究課程）
AUK	総務・財務管理
BAAKPSI	教務・学生・計画・情報システム部
BAUK	総務・財務部
BIM	指導及びカウンセリング（研究課程）
BIO	生物学教育（学科及び研究課程）
D II	第2種ディプロマ
D III	第3種ディプロマ
DHK	授業出席表
DHSY	成績及び課程修了リスト
DCY	課程修了候補者リスト
DNA	最終評価リスト
DNI	学生番号リスト
DPK	授業参加者リスト
DPP	教育助成金
DTD	教官職務リスト
EKO	経済及び協同組合（研究課程）
ELE	電子工学教育
EWMP	科目担当評価
FIP	教育学部
FIS	数学（学科及び研究課程）
FPBS	言語芸術教育学部
FPMIPA	数学自然科学教育学部
FPIPS	社会科学教育学部
FPTK	科学技術教育

GBPP	教育課程大綱
GEO	地理教育（学科及び研究課程）
GSD	小学校教員教育（研究課程）
IKIP	教育大学
IND	インドネシア語教育（学科及び研究課程）
IND-SD	小学校インドネシア語教育（研究課程）
ING	英語教育（学科及び研究課程）
IP	成績評点
IPK	累積成績評点
JK	授業コース
Js	セメスター期間
JS	論文コース
Juklak	実施細則
Kabag	課長
Kasubag	係長
Karo	部長
KDS	基礎教育学（研究課程）
KHS	成績表
KIM	化学教育（学科及び研究課程）
KJS	商業実技教育（研究課程）
KKBM	学生社会奉仕キャンプ
KKL	実地研修授業
KKN	
KKR	実習授業
KL	旧カリキュラム
KNS	追加成績表
KORPROG	教育課程調整官
KOP	協同組合教育（研究課程）
Kopma	学生協同組合
KORPRI	インドネシア共和国公務員団
KPN	国家公務員協同組合
KPP	申請書
KPPCKK	休学申請書
KPPK	退学申請書
KPPL	卒業見込み書

KRS	研究計画書
KSL	カウンセラー教育 (研究課程)
KTP	教育カリキュラム及び技術 (学科)
KTR	登録証明書
K92	1992年カリキュラム
LEPPA	宗教教育振興研究所
LPM	社会奉仕研究所
LPTK	教員教育研究所
MAT	数学教育 (学科及び研究課程)
MAT-SD	小学校数学教育 (研究課程)
MBS	研究科目
MDK	基礎教職科目
MKU	一般科目 (科目コース/群)
MKK	専門科目
MKK I	第1種専門科目
MKK II	第2種専門科目
MPBM	学習課程科目
MPD	教育経営 (研究課程)
NIM	学生番号
NK	評価なし
OLA	体育教育 (研究課程)
ORKES	体育保健教育
PA	学習指導教官
PAN	規律参照制
PAP	基準参照制
PBJ	ドイツ語教育
PD	副学部長
PDU	商業教育 (学科)
PGSD	小学校教員養成学校
PGSLA	高等学校教員養成学校
PGSLP	中学校教員養成学校
Pimpro	プロジェクト監督官
PJK	道徳科教育
PKK	家庭科教育
PKR	カリキュラム研究 (研究課程)

PKT	工業技術教育（研究課程）
PLB	特殊教育
PLS	学校外教育（学科及び研究課程）
PMP-KN	バンチャシラ道德及び公民教育（学科及び研究課程）
PNS	文民公務員
PPB	教育・指導心理学（学科）
PPL	実習
PPS	大学院課程
P3T	高等教育機関向上開発計画
P-4	バンチャシラ体得指針
PR	副学長
PRB	新規（学生）登録手続き
PS	研究課程
PSB	教材センター
PSDA	学士、ディプロマ、教職専門課程
PSSJ	学科相当研究課程
PSSM	基礎能力課程科目群
PST	舞踊芸術教育
PTB	建築技術教育（学科及び研究課程）
PTE	電気工学教育（研究課程）
PTM	機械工学教育（研究課程）
PTO	自動車工学教育（研究課程）
Puskom	コンピュータ・センター
Puslit	調査センター
RDM	科目一覧
Regsta	登録及び統計
RPS	Semester 授業予定
RSM	全体研究計画
RSS	Semester 研究計画
SD	小学校
SEI	歴史教育（学科及び研究課程）
SIPPA	研究課程運営情報システム
SK	決定書
SKCK	休学証明書
SKMAP	課程修了時異動証明書

SKPD	学内転部証明書
sks	セメスター単位
SKS	セメスター単位制度
SKTD	合格証明書
SKTLS	卒業見込み証明書
SLTA	高等学校
SLTP	中学校
SRK	芸術工芸教育（学科）
SPP	教育振興費
SRU	芸術教育（研究課程）
STP3-SPP	教育振興費延納承認証明書
Subag	係（事務）
S0	0級（学士課程前期に相当）
S1	1級（学士課程後期に相当）
S2	2級（修士課程に相当）
S3	3級（博士課程に相当）
TEP	教育工学（研究課程）
TIN	経営学（研究課程）
UKM	学生団体
UMPT	国立大学入学試験
UPP	教育担当者グループ
UPT-BK	指導・カウンセリング担当者グループ
UPT-PPL	実地課程担当者グループ

## 図表一覧

表1：マラン教育大学教育課程及び研究課程	
1a. 学士課程	29
1b. 修士課程	30
1c. 博士課程	30
1d. デイプロマ課程	31
1e. 特別学術・専門課程（PPK）	32
表2：セメスター単位の規程	34
表3：学士課程、修士課程、博士課程及びデイプロマ課程の履修単位数	34
表4：各課程の修業年限	35
表5：教育課程と入学資格の詳細	37
表6：成績段階表	48
表7：1セメスターに履修可能な単位数	48
表8：授業時間割	49
表9：旧カリキュラムの構造と単位配当	58
表10：一般教養科目（MDU）（旧カリキュラム）	59
表11：基礎教職科目（MDK）（旧カリキュラム）	60
表12：必修追加単位一覧	63
表13：教員免許課程の構造と単位配当	64
表14：教育カリキュラム技術学科の教員免許課程の課程構造及び単位配当	65
表15：カリキュラム構造と単位配当（1992年カリキュラム）	66
表16：一般科目（MKU）（1992年カリキュラム）	67
表17：基礎教職科目（MDK）（1992年カリキュラム）	68
表18：第Ⅲ種、第Ⅳ種教員免許専門課程の構造	76
表19：理解・能力の段階	86
表20：1997/1998年度前期セメスターの卒業生までに適用される学士及び デイプロマ課程の卒業成績	88
表21：1997/1998年度後期セメスターの卒業生までに適用される学士及び デイプロマ課程の卒業成績	88
表22：教官の階級・職位の任命及び昇進のために満たしていなければならない評点数	116
表23：教官の職責、権限及び義務	117
表24：教官の専門職上職位と公務員階級	118
表25：専門職位の任務の換算	120

## マラン教育大学教務指針に関するマラン教育大学学長決定

No.0400/KEP/PT28.H/Q/1996

マラン教育大学学長は、

1. 1995/1996年度の授業が終了し、1996/1997年度の授業を開始するに際し、1995年版マラン教育大学教務指針を1996年版マラン教育大学教務指針に改正する必要があると思われること、
2. 上記の改正は学長決定により定められる必要があること、  
を考慮し、
1. 国家教育制度に関する1989年法律第2号、
2. 高等教育に関する1990年政令第30号、
3. 教員に関する1992年政令第38号、
4. 1995-1999年マラン教育大学学長任命に関する大統領決定 No.1/M/1995、
5. 以下の教育文化大臣決定：
  - a. No.0174/O/1983：学科設置
  - b. No.0560/O/1983：マラン教育大学の学部における学科の種類と学科数
  - c. No.0422/U/1984：卒業証書・卒業証明書及び卒業証書・卒業証明書に相当する証明書又は他の書類の写しに対する認定権限を教育文化省の特定の職務者に対し授与する件
  - d. No.0114/U/1991：教官の勤務評価点
  - e. No.0686/U/1991：高等教育機関設置指針
  - f. No.0465/U/1992：マラン教育大学学則
  - g. No.036/U/1993：高等教育機関卒業者の学位及び称号
  - h. No.053/U/1993：高等教育機関での博士課程教育実施
  - i. No.163/O/1995：マラン教育大学の組織及び運営規則
  - j. No.056/U/1994：高等教育機関のカリキュラム編成及び学生の成績評価
  - k. No.0318/U/1994：DIII種中学校教員の導入
  - l. No.0217/U/1995：学士教育課程の全国統一カリキュラムの施行
6. 高等教育機関教員に対する勤務評価点に関する国家機関効率化担当国務大臣決定 No.59/MENPAN/1987、
7. 以下の教育文化省高等教育局長決定：
  - a. No.20/DJ/Kep/1983：教員養成課程の学士教育課程及びディプロマ課程の基本カリキュラム
  - b. No.32/DJ/Kep/1983：一般教養科目
  - c. No.48/DJ/Kep/1983：国立高等教育機関における教員の任務
  - d. No.107/DIKTI/Kep/1984：マラン教育大学の学部における各学科の学士課程の種類と数
  - e. No.36/DIKTI/Kep/1990：自然科学科目のカリキュラム
  - f. No.400b/DIKTI/Kep/1992：小学校担任教員養成
  - g. No.35/DIKTI/Kep/1993：小学校数学教育の研究課程をバダン教育大学、マラン教育大学、ウジュンバンタン教育大学に設置する件
  - h. No.38/DIKTI/Kep/1993：小学校インドネシア語教育の研究課程をマラン教育大学に設置する件
  - i. No.202/DIKTI/Kep/1994：マラン教育大学に対する修士課程、博士課程の設置許可
  - j. No.246/DIKTI/Kep/1996：マラン教育大学の学士課程における研究課程
  - k. No.129/DIKTI/Kep/1996：マラン教育大学大学に小学校インドネシア語・文学教育S2研究課程を設置する件
  - l. No.136/DIKTI/Kep/1996：マラン教育大学大学に小学校数学教育S2研究課程を設置する件



8. 以下の高等教育局長通達、
  - a. S1課程PTKSMカリキュラムに関する1992年9月3日付通達 No.556a/D/Q/92
  - b. 教育学学士課程全国統一カリキュラム追加措置に関する1995年7月27日付通達 No.1684/D/T/95
9. 1995年版マラン教育大学教務指針に関するマラン教育大学学長決定 No.0405/KEP/PT28.H/Q/1995、

を想起し、

1996年9月のマラン教育大学幹部会議の結果を尊重し、以下のように決定する。

- 第一： 1995年版マラン教育大学教務指針を改正したものであり、この決定の主旨を体现したものである1996年版マラン教育大学教務指針を施行する。
- 第二： この決定は以下の者に対して効力を持つ。
  - a. 入学年次に関わりなく学士、修士、博士、ディプロマ課程及び特別課程を含むマラン教育大学の大学生/教育課程参加者、
  - b. 1994年度以降入学の修士課程、博士課程の学生、
  - c. 全ての科目担当教官及び学業指導教官、
  - d. 全ての教務担当職員、
- 第三： この決定で規程されていない事項に関しては別に学長決定で定める。
- 第四： この決定は1996/1997年度から施行されるものとする。
- 第五： この決定に過誤のある場合は修正されるものとする。

マラン、  
1996年11月22日  
学長

Dr. H.ヌリル・フダ、M.A.  
公務員番号130517570

この決定書の写しを次に送付する。

1. インドネシア共和国教育文化大臣、ジャカルタ
2. 教育文化省高等教育局官房、ジャカルタ
3. 教育文化省査察局長、ジャカルタ
4. 教育文化省高等教育局長、ジャカルタ
5. 教育文化省高等教育局教育候選指導課長、ジャカルタ
6. 各副学長
7. 各学部長
8. 大学院部長
9. 各事務部長
10. 各副学部長
11. 各大学院副部長
12. 各学科長
13. 各学科相当研究課程主任
14. 各研究課程主任

15. 各追加科目主任
16. 各教官委員会長
17. 調査研究所長
18. 社会奉仕研究所長
19. 調査研究所内各センター長
20. 社会奉仕研究所内各調整官
21. 実地課程担当者代表
22. 図書館担当者代表
23. コンピュータ・センター代表
24. 教材センター代表
25. 指導・カウンセリング代表
26. 各事務課長及び係長
27. 各教官/学習指導教官
28. 各学生団体長
29. 各マラン教育大学学生/教育課程参加者

## 第1部 本質及び教育の種類

### 第1章 総則

#### 第1条 本質、基盤、目的、基本任務及び機能

- (1) マラン教育大学は、1954年10月18日に設立された高等師範学校を前身とし、マランに所在するところの教員養成高等教育機関である。
- (2) マラン教育大学はパンチャシラと1945年憲法に基づき、教員、教育関係者、教育学研究者を養成すること及び状況の変化に応じた発展能力と対応能力において卒業者の専門能力と技能を向上させることを目的とする。
- (3) 前記第(2)項の目的を達成するために、マラン教育大学は基本任務として、一定の学術、技術及び芸術の分野における学術教育及び専門技能教育を実施する。
- (4) 前記第(3)項の基本任務を実施するために、マラン教育大学は次の機能を有する。
  - a. 中等教育に対する、特に教育学の分野における教育の実施と発展
  - b. 研究の実施と発展
  - c. 社会に対する奉仕の実施
  - d. マラン教育大学の組織の発展
  - e. 教員と学生及びその他の大学成員の社会文化的及び精神的側面での指導と発展
  - f. 他の教育機関及び他の機関との協力の実施
  - g. 大学運営の実施

#### 第2条 基本任務の運営と教育分野における機能

- (1) マラン教育大学の基本任務と機能の運営は、マラン教育大学の最高決定機関であるところの大学指導部によって指導される。大学指導部は学長及び、第一副学長（教務部門）、第二副学長（総務部門）、第三副学長（学生部門）から成る3名の副学長から構成される。
- (2) マラン教育大学の基本任務と機能の運営は、カリキュラム、教育実施運営制度、セメスター単位制による教務事務運営制度、及びマラン教育大学における他の現行規程に基づくものとする。
- (3) 教育の実施運営は、学部、学科・学科相当研究課程、大学院課程から成る教育担当者が行い、関係する実施担当者グループまたは他の教育補助者がこれを補助する。
- (4) 教育課程に関わる教務事務の運営は、関係する事務部、課、係及び社会奉仕研究所の実践研修授業運営開発活動計画調整官（Korprog/Kegiatan Labang KKN）から成る事務担当者によって行われる。
- (5) マラン教育大学のカリキュラムは、教員としての人材開発、学術、技術、芸術の発展、学生の興味及び開発に必要な人材育成を指向するものである。
- (6) カリキュラムとは、個別科目、評価指針、運営上の指針という形式における授業の目的と計画を表現したものである。
- (7) カリキュラムは、特に次のものから構成されている。
  - a. ディプロマ課程と学士課程における、一般教養科目、基礎教職科目及び専攻研究分野

科目あるいは専攻科目

b. 大学院課程における、学術基礎科目、教育学基礎科目及び専攻研究分野科目

c. 専攻研究分野科目は、必修科目と選択科目に分割可能とする

- (8) 種々の要素の統合体としての教育の実施は、履修期間、授業内容の重要性、授業形式、成績評価、助言行為、指導、教官と学生の関係及び授業運営等の規定に則って運営されるものとする。
- (9) 特定の教育段階における特定の教育課程に要する期間を示すものである履修期間は、最小単位としてのセメスターによって規定されるものとする。
- (10) 授業に使用される言語は、インドネシア語とする。外国語の授業及び必要な場合には外国語も使用できるものとする。
- (11) 授業は、講義、実験、実習、論文、セミナー、シンポジウム、パネル・ディスカッション、ワーク・ショップ、自習、及び他の学術活動の形式をとり得るものとする。
- (12) 成績評価は、規定された教育目的に対する学生の理解の達成度を決定することを目的として教官によって行われる。
- (13) 助言行為とは、学生の学習修了の円滑化を目的とし、学習上の助言を与える行為をいう。
- (14) 指導とカウンセリングとは、個人的問題の解決や個人的能力の開発を目的とし、学生に対し精神的助言を与える行為をいう。
- (15) 教官と学生との関係は、教育目的を具現化する行為の中で学生を援助し指導することを目的とした教育上の関係である。
- (16) 教育課程の修了時には、卒業式典を行う。
- (17) 教育実施の運営は、計画、実施、評価、監督から成る教育運営機能に基づいて行われるものとする。
- (18) 教育実施の運営は、各自の権限と責任に則って学科・研究課程指導部、学部・大学院課程指導部、大学指導部及び補助組織の指導部によって行われる。
- (19) 学科・研究課程、学部・大学院課程、大学の各段階の教育実施の計画は、それぞれ各段階の指導部が教務担当副学長の調整のもとに作成する。
- (20) 教務及び事務に関する教育実施計画の執行及び教育実施計画の監督と評価は、それぞれの権限と責任に則って教育実施担当者と事務実施担当者によって行われるものとする。
- (21) 各学部・大学院課程、学科・研究課程によって作成される教務指針の実施規程は、大学全体の指針の規程に反しないものとする。
- (22) マラン教育大学は、教育の実施における組織の目的を確実に達成できるように評価制度を発展させるものとする。
- (23) 教育の実施に関与する全ての構成単位は、教育運営制度全体の評価を考察するための基礎と素材として、評価の対象とされる。
- (24) 教育実施の評価は継続的、計画的、段階的なプロセスを経て実施されるものとする。
- (25) 教育運営制度全体の評価は、大学指導部によって定期的に実施されるものとする。

## 第2章 教育課程

### 第3条 教育課程の基礎

- (1) 教育課程とは、定められた教育任務の実施の前提条件となるものと考えられる能力装置から出発し、学習経験を経た後の卒業者による能力装置の体得の実践をもって終了するものである。
- (2) その達成過程も含めここで言う能力装置とは、実証や専門的推論であろうと、またはパンチャシラに基礎を置いた社会の価値基準に基づいたものであろうと、真であると考えられる表明、即ちいくつかの仮定に基づくものである。
- (3) 前記のいくつかの仮定は、教育課程の計画と実施を評価する際の試金石となるものであり、また実際上の逸脱や概念の侵食から教育課程を守るものでもある。
- (4) ここで意味するいくつかの仮定とは、7つの分野、即ち人間、社会、教育、教育主体、教師、授業、組織の本質に関わるものである。
- (5) 人間の本質とは、次のようなものである。
  - a. 神の創造物としての人間は、唯一至高なる神に対する信仰と信仰実践の必要性を有するものである。
  - b. 人間は自己の発展のために集団生活を必要とする。
  - c. 人間の潜在能力は成長させることができ、また物質的、精神的需要は満たされなければならない。
  - d. 人間は基本的には教育を施すことが可能でありまた必要でもある、更には自らを教育することもできる。
- (6) 社会の本質とは、次のようなものである。
  - a. 社会生活とは、社会成員の宗教的、社会的、文化的価値体系に基づくものである。これらの諸価値の一部は永続的なものであり、他の一部は人間の思考、労働、生活方法に影響を与える知識と技術の発展に応じて変化していくものである。
  - b. 社会とは、教育の規範の方向付けを与える価値の源泉となるものである。
  - c. 社会生活は、教育を通じた自己発展を成し遂げた人々によって、その質を向上させることが可能となる。
- (7) 教育の本質とは、次のようなものである。
  - a. 教育とは、教育主体の権利と教育者の権限の均衡に基づいた人間的相互交流の過程である。
  - b. 教育とは、教育主体に対し、加速度的に変化しつつある生活環境に対する準備をさせる営為である。
  - c. 教育は個人及び社会の生活の質を向上させる。
  - d. 教育とは生涯に渡って続くものである。
  - e. 教育とは、全的な人間形成のために学術知識と技術の原則を応用する際の戦略である。
- (8) 教育主体の本質とは、次のようなものである。
  - a. 教育主体とは、生涯の学習範囲に応じて自らの教育に責任を負うものである。
  - b. 教育主体は、肉体的精神的な潜在能力と欲求を持ち、それらが各自異なるものである。各教育主体は各々唯一の人間である。
  - c. 教育主体は、個人的な指導及び人間的な対応を必要としている。

- d. 教育主体は、基本的には生活環境に対し積極的に対応する人間である。
- (9) 教師の本質とは、次のようなものである。
- a. 教師とは革新のエージェントとである。
  - b. 教師は、社会の諸価値の指導者かつ支持者としての役割を担う。
  - c. 教師とは、最大限に具現化されるべき興味と潜在能力を持った教育参加者各人の性格を認識し、特別な性格を持った教育上の欲求を満たすよう努めるものである。
  - d. 教育設備の提供者としての教師は、教育主体の学習の利便性を図るような状況を創造する。
  - e. 教師は教育主体の達成度に責任を負う。
  - f. 教員養成に携わる教師は、教育主体となった教員候補者にとっての授業過程の運営の模範となることを要求される。
  - g. 教師は自らの永続的能力向上に職業上の責任を負うものである。
  - h. 教師は職業倫理を堅く遵守するものである。
- (10) 授業の本質とは、次のようなものである。
- a. 授業とは、教育主体が教師の設定した学習環境と積極的に関わる際に生じる出来事である。
  - b. 効果的な授業過程には適切な教育戦略と教育メディア・技術を必要とする。
  - c. 授業の課程は、一つのシステムとして計画され実施されるものである。
  - d. 学習の過程と成果には、授業活動の実施の際に当分の注意を払う必要がある。
  - e. 教育の専門家としての能力形成には、理論と実践及び素材と伝達の方法論との間の機能的統合を必要とする。
  - f. 教育の専門家としての能力形成には、教育現場を知ることから始まり、限定的な技能訓練、更には全体的かつ現実的な教育の任務の実践と認識に至る、システムティックで段階的な実地経験を必要とする。
  - g. 専門教育の成果を計る主たる基準は、職業を通して示される修得能力の顕現である。
  - h. 学習の素材とそれらの伝達システムは常に発展して行く。
- (11) 組織の本質とは、次のようなものである。
- a. 教員養成機関とは、教育要員に対する教育及び生活レベル向上に資する学術、教育技術及び戦略の発展を実践する専門教育機関である。
  - b. 教員養成機関は、質的かつ量的側面での社会の需要に関連した課程を運営する。
  - c. 教員養成機関は、教員養成計画において、教育要員の養成、活用及び振興システムの一部としてのある種の振興システムの中で運営されるものである。
  - d. 教員養成機関は、永続的に社会に対するサービスの質を向上させるための効果的なフィードバックのメカニズムを有する。
  - e. 教員候補者の赴任前教育は、教員養成機関と卒業生を採用した学校との間の共同責任である。

#### 第4条 教育課程の一般目的

- (1) 教育課程の一般目的は、課程履修者に対し、学習経験を通して次のような各種の能力を修得した卒業生を生み出すことである。各種能力とは、自己開発の自覚と能力、専門分野の知識修得、教育及び教育主体の原則の修得、他の教育任務を構成し運営する能力である。
- (2) 前記第(1)項で言う卒業者の能力とは、次のようなものである。
- a. 高等教育を受けた国民の一人として、また専門的職業の従事者としての自己開発の自

覚と能力を所有すること。

- 1) 唯一至高なる神に対する信仰を持ち信仰実践を行う。
  - 2) パンチャシラ精神を備えた国民として社会での役割を果たす。
  - 3) 会話であれ文章であれ、標準語による情報の獲得と加工及びそれらの過程と結果を見いだす方法を活用することを含め、自立的に思考することができる。
  - 4) 教師または他の教育関係の職業従事者の条件である尊敬される態度を発展させる。
  - 5) 職業上の任務の実践における自己の能力と限界を知り、また任務の実践上必要な参照材料を見いだす能力を持つ。
  - 6) 専門的能力を向上させるため、同種の職業従事者と交流する。
  - 7) 教育の使命を全うするために、社会と交流する。
- b. 教育の基本原則を修得し、教育主体の本質を認識することとは次のような能力を言う。
- 1) 学校、教育機関または教育分野に関連する機関の機能を知る。
  - 2) 教育サービスの運営の際の参考とするために、教育対象者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の特徴、潜在能力及びニーズを知る。
  - 3) 授業過程の応用の際に利用するため、関連する学術の原則を認識する。
  - 4) 学習の原則と過程を知る。
  - 5) 国家教育目標及び国家目標の達成計画における教育目標の連関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を認識する。
- c. 教材の源泉である学術知識の修得とは、次のようなものを含む。
- 1) 教材の源泉としての学術知識の範囲、基盤及び限界の認識。
  - 2) 学術知識の認識に必要な方法論及び機器の活用。
  - 3) 特定の学術分野における各種概念の関係及び関連する他の分野の概念との関係の認識。
  - 4) 学術知識の社会的含意の認識。
  - 5) 学術知識の発展に遅れないための自立した学習能力。
  - 6) 授業上の応用に必要となる、特定の学術分野における各種概念の関係及び関連する他の分野の概念との関係の認識。
  - 7) 授業上の必要性のために学術分野の各種概念を選択し整理する能力。
  - 8) カリキュラムの内容として定められた学術知識の概念を、最大限に分かりやすく提示する能力。
- d. 授業計画及び他の教育任務を構成し運営する能力を持つとは、次のようなことである。
- 1) 教材の源泉としての学術知識、教育の概念、及び教育サービスの対象者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の特徴、潜在能力及びニーズに関する知識を、次のために応用する。
    - a) 教育目標を定める。
    - b) 教材を選択し発展させる。
    - c) 授業戦略を選択し発展させる。
    - d) 教育用のメディアを選択し活用する。
    - e) ふさわしい授業環境を創造する。
    - f) 教室を整頓する。
    - g) 授業の相互交流を調整する。
    - h) 生徒の成績を評価する。
    - i) 実施した授業のプロセスを評価する。
    - j) 学習困難な生徒を指導する。
    - k) ハンディキャップまたは特別な資質を持った生徒を指導する。
    - l) 社会における様々な職業に対し生徒が敬意を抱くように指導する。
  - 2) 授業実施の際に直面した現実問題を、調査活動を通じることにより、認識し解決

- する。
- 3) 学校運営活動を執行する。
  - 4) 補習活動と課外活動を指導する。

## 第5条 教育課程の柔軟性

- (1) 教育課程の柔軟性は、卒業生の能力の柔軟性を創出するための前提条件として設定されたものである。
- (2) 国民開発の中で、また教育分野でのリンク・アンド・マッチ (link and match) 政策の適用において、労働力需要を卒業生が満たすために、卒業生の能力の柔軟性が必要となるのである。
- (3) 教育課程の柔軟性は、内容面または運用面からも、課程の運営、学生及び卒業の3つの側面を持っている。
- (4) 運営面から見た柔軟性とは、学部・学科・研究課程が同様の柔軟性を備えた科目配分で教育課程を実施する必要性はないということを意味する。
- (5) 学生の面から見た柔軟性とは、能力と関心あるいは必要性に基づいて数種の科目配分の中から選択できる大きな可能性のもとに教育課程が実施されていることを意味する。
- (6) 卒業生の面から見た柔軟性とは、より柔軟な能力、即ち専攻分野と職場での要請の間のギャップを避ける能力、を持つことが期待できることを意味する。
- (7) 前記第2項、第6項で言う卒業生の能力には、水平的柔軟性と垂直的柔軟性が含まれる。
- (8) 水平的柔軟性とは、卒業生が少なくとも専攻分野以外の一つの分野を同じ学校・教育機関で教えることができる能力を持つことである。
- (9) 垂直的柔軟性とは、卒業生が特定の専攻分野を一つ以上の学校、特に中学校と高等学校で教えることができる能力を持つことである。

## 第6条 教育の種類

- (1) マラン教育大学における教育の種類は、学術教育と専門教育から成る。
- (2) 学術教育とは、主として学術知識、技術及び芸術の修得に向けた教育である。
- (3) 専門教育とは、主として特定の技能の応用の準備に向けた教育である。
- (4) マラン教育大学における教育は、学術教育と専門教育を統合したものである。
- (5) 教育課程とは、本条前記第1項から第4項に記された各種教育の内の一つを段階的にあるいは段階に関係なく備えた課程のことである。
- (6) 学術課程は、学士課程と大学院課程から成る。
- (7) 大学院課程は、修士課程と博士課程から成る。
- (8) 専門課程は、ディプロマ課程である。
- (9) ディプロマ課程は、第I種ディプロマ、第II種ディプロマ、第III種ディプロマから成る。



- (10) 特定の段階に基づいて特定の研究分野あるいは特定の学術知識、技術及び芸術分野を含んだ教育課程を研究課程と言う。
- (11) 研究課程とは、学術教育及び専門教育の実施指針としての特定の学習課程である。この学習課程は、特定のカリキュラムに基づいて実施され、またカリキュラムの目標に合致した知識、技能、姿勢を修得できることを目指すものである。
- (12) 研究課程は、各分野に応じた教員、教育学士、及び知識技術と社会の労働力需要の成長に応じたカウンセラー、学校外教育関係者、教育行政及び監督担当者、教育技術関係者、大学教官及び研究者、その他の実務者の養成を目指すものである。
- (13) 研究課程は、初等教育、中等教育、高等教育及び他の教育活動において授業を行う権限を与えることを目的として実施され、この権限は卒業証書に記載される。
- (14) 各研究課程は、一定の履修単位数と在学期間を定めたカリキュラムに則って実施される。
- (15) 各研究課程の履修単位数は、次のものから成る。
  - a. 主免許課程 (PKU) または専攻課程
  - b. 主免許課程 (PKU) 及び追加課程 (PT)
- (16) 学術課程と専門課程の他に、マラン教育大学では、教職免許課程、SI相当課程、ディプロマ相当課程及び学長によって認定されたその他の研修や課程から成る特別専門課程も実施されている。
- (17) 教職免許課程は、第I種教職免許課程、第II種教職免許課程、第III種教職免許課程、第IV種教職免許課程から成る。
- (18) 研修には次のものがある。
  - a. 活性化研修、即ち教員を学術と技術の発展に適応させ、また日常業務のより良い遂行を確実なものとするための研修。
  - b. 向上化研修、即ち教員の職業上必要な学術能力を向上させ、規程された基準に基づく特定の公的資格を得させるための研修。
  - c. 昇進研修、即ち教員の能力を向上させ、現行の職位職階の昇進条件を満たすための研修。
  - d. 特別技能訓練、即ち特定の教育方法や教育機器の利用の技術的・専門的修得のための技能訓練。
- (19) 特別専門課程の種類と定員は、学長決定書に基づき、必要に応じて実施されるものとする。

## 第7条 各教育課程の目的

- (1) 学士課程は、次のような能力を備えた教員の養成を目的とする。
  - a. パンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 生産活動や社会に対するサービスにおいて専門分野に応じた知識と技術の応用が出来る。
  - d. 学術知識の基礎及び特定専門分野の方法論を修得でき、また専門分野における問題の解決方法を発見、認識、解説、定式化する能力を持つ。
  - e. 学術知識の基礎を修得し、知識人としての思考、姿勢、行動を取ることができる。

- f. 専門分野の学術及び技術の発展に対応できる能力を持つ。
- (2) 修士課程は、次のような能力を備えた学術研究要員の養成を目的とする。
- a. バンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 調査研究によって専門的サービスを向上させる能力を持つ。
  - d. 専門分野の学術の発展に参加する能力を持つ。
  - e. より広い範囲での、特に同様の分野や職業との関連において、専門技能を発展させる能力を持つ。
  - f. 社会の様々な問題の解決へ向けてのアプローチを学術的に定式化する能力を持つ。
- (3) 博士課程は、次のような能力を備えた学術研究要員及び知識人の養成を目的とする。
- a. バンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 調査研究によって専門分野あるいは職業上の新たな概念を発展させる能力を持つ。
  - d. 調査研究計画の実施、組織化、指導の能力を持つ。
  - e. 専門家として専門分野の応用において学際的アプローチを行う能力を持つ。
- (4) 第I種ディプロマ課程は、次のような能力を備えた教員の養成を目的とする。
- a. バンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 上席者の指導下で遂行される大部分が定常的な業務に際して、所有する技能知識を応用することができる。この技能知識は、以後の向上の基礎となるものである。
- (5) 第II種ディプロマ課程は、次のような能力を備えた教員の養成を目的とする。
- a. バンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 定常的な業務の自立的遂行に際して、所有する技能知識を応用ことができ、また業務に対し責任と自主性を有する。
- (6) 第III種ディプロマ課程は、次のような能力を備えた教員の養成を目的とする。
- a. バンチャシラ精神と高度な個性の統合を有する。
  - b. 特に専門分野に関する学術と技術の変化及び社会で直面すべき諸問題に対し開放的で即応できる姿勢を有する。
  - c. 定常的あるいは非定常的業務の自立的遂行に際して、所有する技能知識を応用ことができ、また指導監督及び管理能力を有する。
- (7) 特別専門課程は、質的量的に職業に応じた形で特定分野の免許範囲、知識、能力、技能を拡大することを目指して学術的サービスを与えることをその目的とする。
- (8) 教職免許課程は、必要な専門能力の修得を通じて教員免許を与えることを目的とする。

## 第8条 教育の実施担当者

- (i) 学部とは、特定の学術、技術及び芸術の分野に基づいた集合体という形式で、学術教育及び専門教育活動の内学術面での実施を担当するものである。学部は学部指導部により

指導され、学部指導部は学部長及び、第一副学部長（教務部門）、第二副学部長（総務部門）、第三副学部長（学生部門）から成る3名の副学部長（PD）から構成される。

- (2) 各学部は、学科及び学科相当研究課程から成り、これらは特定の学術、技術及び芸術分野の一部分の学術教育及び専門教育の実施を担当するものである。学科及び学科相当研究課程は、一つ以上の研究課程教育を実施する任務を担い、学科長あるいは学科相当研究課程長が学科幹事あるいは学科相当研究課程幹事の補佐を受けてこれを指導する。
- (3) マラン教育大学における学部及び学科・学科相当研究課程には次のようなものがある。
  - a. 教育学部（FIP）
    - 1) 教育・指導心理学科（PPB）
    - 2) カリキュラム・教育技術学科（KTP）
    - 3) 教育管理学科（ASP）
    - 4) 学校外教育学科（PLS）
    - 5) 保健体育学科相当研究課程（POK）
    - 6) 小学校教員教育学科相当研究課程（GSD）
  - b. 言語芸術教育学部（FPBS）
    - 1) インドネシア語・インドネシア文学教育学科（IND）
    - 2) 英語教育学科（ING）
    - 3) 外国語教育学科（ASI）
    - 4) 芸術工芸教育学科（SRK）
  - c. 数学自然科学教育学部（FPMIPA）
    - 1) 数学教育学科（MAT）
    - 2) 物理学教育学科（FIS）
    - 3) 化学教育学科（KIM）
    - 4) 生物学教育学科（BIO）
  - d. 社会科学教育学部（FPIPS）
    - 1) パンチャシラ・公民道徳教育学科（PMP）
    - 2) 商業教育学科（PDU）
    - 3) 地理教育学科（GEO）
    - 4) 歴史教育学科（SEJ）
    - 5) 一般教養教育学科（MDU）

注） 非研究課程を実施
  - e. 科学技術教育学部（FPTK）
    - 1) 機械技術教育学科（PTM）
    - 2) 建築技術教育学科（PTB）
- (4) 大学院課程（PPS）とは、学部課程修了後の学術教育及び専門教育の実施を担当するものであり、修士課程、博士課程、特別専門課程から成る。大学院課程は、学部長と同等の大学院長が、第一副大学院長（教務部門）、第二副大学院長（総務部門）から成る2名の副大学院長の補佐を受けて指導する。
- (5) 大学院課程には学科を設置せず、次のような学科相当研究課程を設置する。各課程は課程長が指導する。
  - a. 教育工学学科相当研究課程（PSSJ-TEP）
  - b. 指導カウンセリング学科相当研究課程（PSSJ-BKS）
  - c. 教育経営教育学科相当研究課程（PSSJ-MPD）
  - d. 学校外教育学科相当研究課程（PSSJ-PLS）
  - e. インドネシア語教育学科相当研究課程（PSSJ-IND）

- f. 英語教育学科相当研究課程 (PSSJ-ING)
  - g. 小学校インドネシア語教育学科相当研究課程 (PSSJ-BSD)
  - h. 生物学教育学科相当研究課程 (PSSJ-BIO)
  - i. 数学教育学科相当研究課程 (PSSJ-MAT)
  - j. 小学校数学教育学科相当研究課程 (PSSJ-MSD)
  - k. 化学教育学科相当研究課程 (PSSJ-KIM)
  - l. 経済学教育学科相当研究課程 (PSSJ-EKO)
- (6) 学科及び学科相当研究課程の他に、特定の学部には追加課程 (PT) が設置されており、追加課程長がこれを指導する。
  - (7) 追加課程は次の3学部設置されている。
    - a. 教育学部の特殊教育追加課程
    - b. 言語芸術教育学部の舞踊芸術教育追加課程
    - c. 科学技術教育学部の電子技能教育追加課程
  - (8) 教務事務を実施する任務を担うのは、教務・学生・計画・情報システム部 (BAAKPSI) であり、部長がこれを指導する。
  - (9) 教務事務を実施する任務を担うのは、教務・学生・計画・情報システム部の教育・協力課及び学部事務課であり、各課長がこれを指導する。
  - (10) 教務事務を直接に実施する任務を担うのは、教務・学生・計画・情報システム部の教育・成績係と登録・統計係、学部の教育係、及び大学院の事務係であり、各係長がこれを指導する。
  - (11) 教育活動及び教務事務に直接関係がある実施担当者グループ (UPT) には、教育実習課程担当者グループ (PPI)、図書館担当者グループ、教材センター担当者グループ (PSB)、指導・カウンセリング担当者グループ (UBK)、コンピュータ担当者グループがあり、それぞれ担当者グループ長が指導する。
  - (12) 教務事務に直接関係する他の単位には、社会奉仕研究所 (LPM) の実地研修授業活動運営開発教育課程調整官 (Korprog/Kegiatan Labang KKN) があり、課程調整官 (Korprog) がこれを指導する。

## 第9条 教育課程と研究課程の種類

- (1) 教育課程と研究課程は、国民建設における労働需要に応じて設置される。
- (2) マラン教育大学で実施される教育課程と研究課程を、次の表1a、1b、1c、1d、1eに示す。

マラン教育大学教育課程及び研究課程

表1a 学士課程

学部	学科・学科相当研究課程	研究課程	コード番号
教育学部 (FIP)	1) 教育・指導心理学 (PPB)	1) 指導・カウンセリング学士 (BIM) *	111
	2) カリキュラム・教育技術 (KIP)	2) 基礎教育学士 (KDS)	121
	3) 教育管理 (ASP)	3) 教育技術学士 (TEP)	123
	4) 学校外教育 (PLS)	4) 教育管理学士 (ASP)	131
	5) 保健体育教育 (POK)	5) 学校外教育学士 (PLS)	141
言語芸術教育学部 (FPBS)	6) インドネシア語・インドネシア文学教育 (IND)	6) 保健体育リクレーション学士 (OIA) *	101
		7) インドネシア語地方語語学教育学士 (IND) *	211
		8) 小学校インドネシア語教育学士 (IND-SD)	212
		9) 英語教育学士 (ING)	221
		10) アラビア語教育学士 (ARA)	231
数学自然科学教育学部 (FPMIPA)	10) 数学教育 (MAT)	11) 芸術教育学士 (SRK)	241
		12) 数学教育学士 (MAT)	311
		13) 小学校数学教育学士 (MAT-SD)	312
		14) 物理学教育学士 (FIS)	321
		15) 化学教育学士 (KIM)	331
社会科学教育学部 (FPIPS)	14) バンチャシラ・公民道德教育 (PMP)	16) 生物学教育学士 (BIO)	341
		17) バンチャシラ・公民教育学士 (PMP) *	411
		18) 協同組合教育学士 (KOP) *	421
		19) 会計学教育学士 (AKT)	422
		20) 経営学教育学士 (TIN)	423
科学技術教育学部 (FPTK)	15) 商業教育 (PDU)	21) 商業経営教育学士 (ADP)	424
		22) 経済学教育学士 (EKO)	425
		23) 地理教育学士 (GEO)	431
		24) 歴史教育学士 (SEJ)	441
		25) 機械技術教育学士 (PTM)	511
	20) 建築技術教育 (PTB)	26) 建築技術教育学士 (PTB)	512

注 記:

- カウンセラー教育学士課程 (PKS) を専攻する1993年入学者は、1994/1995年度以降、指導・カウンセリング学士課程 (BIM)、コード番号111の専攻に変更となる。
- 教育経営学士課程 (MPD) を専攻する1993年入学者は、1994/1995年度以降、教育管理学士 (ASP)、コード番号131の専攻に変更となる。
- 体育保健教育学士課程 (PJK) を専攻する1993年入学者は、1994/1995年度以降、保健体育教育学士課程 (POK)、コード番号101の専攻に変更となる。
- インドネシア語・文学教育学士を改称。
- バンチャシラ・公民道德教育学士を改称。
- 経済協同組合教育学士課程 (EKO) を専攻する1993年入学者は、1994/1995年度以降、協同組合教育学士 (KOP)、コード番号421の専攻に変更となる。

表1b 修士課程

学部	学科・学科相当研究課程	研究課程	コード番号
大学院 (PPS)	1) 教育工学 (TEP)	1) 教育工学修士 (MTEP)	611
	2) 指導・カウンセリング (BKS)	2) 指導・カウンセリング学修士 (MBIM)	621
	3) 教育経営 (MPD)	3) 教育経営学修士 (MMPD)	631
	4) 学校外教育 (PLS)	4) 学校外教育学修士 (MPLS)	641
	5) インドネシア語教育 (IND)	5) インドネシア語教育学修士 (MIND)	651
		6) 小学校インドネシア語教育学修士 (MBSD)	652
	6) 英語教育 (ING)	7) 英語教育学修士 (MING)	653
	7) 生物学教育 (BIO)	8) 生物学教育学修士 (MBIO)	661
	8) 数学教育 (MAT)	9) 数学教育学修士 (MMAT)	671
		10) 小学校数学教育学修士 (MMSD)	672
	9) 化学教育 (KIM)	11) 化学教育学博士 (MKIM)	681

表1c 博士課程

学部	学科・学科相当研究課程	研究課程	コード番号
大学院 (PPS)	1) 教育工学 (TEP)	1) 教育工学博士 (DTEP)	612
	2) 指導・カウンセリング (BKS)	2) 指導・カウンセリング学博士 (DPPB)	622
	3) 教育心理学 (PSI)	3) 教育心理学博士 (DPSI)	623
	4) 教育経営 (MPD)	4) 教育経営学博士 (DMPD)	632
	5) インドネシア語教育 (IND)	5) インドネシア語教育学博士 (DIND)	656
	6) 英語教育 (ING)	6) 英語教育学博士 (DING)	657
	7) 生物学教育 (BIO)	7) 生物学教育学博士 (DBIO)	662
	8) 経済学教育 (EKO)	8) 経済教育学博士 (DEKO)	682

表16 ディプロマ課程

学部	学科・学科相当研究課程	研究課程	コード番号
教育学部 (EIP)	1) 小学校教員教育 (GSD)	1) 小学校教員第II種ディプロマ (GSD)	102
数学自然科学教育 学部 (FPMIPA)	2) 数学教育 (MAT)	2) 数学教育第II種ディプロマ (MAT) **	313
	3) 物理学教育 (FIS)	3) 物理学教育第III種ディプロマ (FIS) **	322
	4) 化学教育 (KIM)	4) 化学教育第III種ディプロマ (KIM) **	332
	5) 生物学教育 (BIO)	5) 生物学教育第III種ディプロマ (BIO) **	342
	6) 機械技術教育 (PTM)	6) 電気技能教育第I種ディプロマ (PTL) **	512
科学技術教育学部 (FPTK)		7) 自動車技能教育第I種ディプロマ (PTO) **	513
		8) 電気技術教育第III種ディプロマ (PKL) **	514
		9) 自動車技術教育第III種ディプロマ (PKO) **	515
		10) 金属加工技術教育第III種ディプロマ (PKP) **	516
	7) 建築技術教育 (PTB)	11) 建築技術教育第III種ディプロマ (PKB) **	522

注 記：\*) は現在不開講。

表1e 特別学術・専門課程 (PPK)

学部	学科・学科相当研究課程	課程
教育学部 (FIP) または適する学部	1) 適する学科・課程	1) 第I種教員免許 2) 第II種教員免許 3) 第III種教員免許 4) 第IV種教員免許
教育学部 (FIP) 大学院 (PPS) 全学部	2) 小学校教員教育 (GSD) 3) インドネシア語教育 4) 全学科・学科相当研究課程	5) 小学校教員第II種ディプロマ相当 6) 外国人向けインドネシア語・文化研修 以下の課程を含む既設の課程・研究分野に合致した課程 ・ 聴講 ・ DI相当 ・ DII相当 ・ SI相当

### 第10条 卒業者の学位及び専門称号

- (1) 学士課程修了者の学位は、教育学士 (S.Pdと略す) とする。
- (2) 修士課程修了者の学位は、教育学修士 (M.Pdと略す) とする。
- (3) 博士課程修了者の学位は、博士 (Dr.と略す) とする。
- (4) 第I種ディプロマ課程修了者の専門称号は、Ahli Pratama (A.P.と略す) とする。
- (5) 第II種ディプロマ課程修了者の専門称号は、Ahli Muda (A.Maと略す) とする。
- (6) 第III種ディプロマ課程修了者の専門称号は、Ahli Madya (A.Mdと略す) とする。
- (7) 学位及び専門称号は次のように表記する。S.Pd (大文字のSと点、大文字のPと小文字のd、dの後には点を付けない)、M.Pd (大文字のMと点、大文字のPと小文字のd、dの後には点を付けない)、A.P. (大文字のAと点、大文字のPと点)、A.Ma (大文字のAと点、大文字のMと小文字のa、aの後には点を付けない)、A.Md (大文字のAと点、大文字のMと小文字のd、dの後には点を付けない)。これらは、個人名の後ろに付加するものとする。
- (8) Dr. (大文字のDと小文字のr及び点) の学位は、個人名の前に付加するものとする。

### 第11条 教育資格

学士課程、修士課程、博士課程及びディプロマ課程の教育資格は現行法規の規程に依る。



## 第2部 教務制度

### 第3章 セメスター単位制度

#### 第12条 単位制度

- (1) 単位とは、学生と教官による学術活動の成果に対する特定の数的評価である。
- (2) 単位制度とは、セメスター単位（sks）を学生の履修義務、教官の労働義務、学習経験量、課程運営義務の表現に使用した特定の教育実施制度である。

#### 第13条 セメスター制度

- (1) セメスターとは、19週から成る活動時間単位であり、16週間の講義または他の予定された活動の期間、1週間の試験準備期間、2週間の試験期間から成る。
- (2) セメスター制度とは、セメスターを時間単位として使用する教育課程の運営制度である。
- (3) 一つのセメスターの教育運営は、それぞれ講義、課題演習、自習の形態を取る理論講義、実習、実地研修から成る。
- (4) 各セメスター毎に、一定の科目が開講され、それらの単位数はカリキュラムに規程されている。

#### 第14条 セメスター単位制度

- (1) セメスター単位制度（SKS）とは、成績に単位数を、時間単位にセメスターを使用した教育運営制度である。
- (2) セメスター単位制度は、多様で柔軟な教育課程を備え、社会が必要とする特定の職種に向けた課程を学生が選択する際に幅広い選択が可能となることをその目的とするものである。
- (3) セメスター単位制度の実施に際しては、セメスター単位を基準とする。セメスター単位とは、一つのセメスターの間に得ることができた学習経験の評価基準であり、1週当たり1時間の講義、2時間の実習、4時間の実地研修、及びそれぞれ1時間ずつの課題演習と自習活動から構成される。
- (4) 各セメスター毎に開講される各科目及び他の学術活動は、科目または学術活動の価値を表示したセメスター単位が規程されるものとする。
- (5) セメスター時間とは、50分間の講義の時間単位である。
- (6) 1セメスター単位の科目とは、一つのセメスターの間、毎週、講義、課題演習、自習活動を次の表2のように行う科目である。

表2 セメスター単位の規程

授業	講義(分)	課題演習(分)	自習(分)	セメスター 単位	セメスター 時間
理論講義	1×50	60	60	1	1
実習	2×50	60	60	1	2
実地研修	4×50	60	60	1	4

### 第15条 履修単位数

学士課程、修士課程、博士課程及びディプロマ課程の履修単位数を表3に示す。

表3 学士課程、修士課程、博士課程及びディプロマ課程の履修単位数

教育課程	履修単位数
学士(AIVを含む)	114 - 160セメスター単位
第二学士(第二SI)	80 - 84セメスター単位
修士	36 - 50セメスター単位
博士	≥40セメスター単位
第I種ディプロマ(AIを含む)	40 - 50セメスター単位
第II種ディプロマ(AIIを含む)	80 - 90セメスター単位
第III種ディプロマ(AIIIを含む)	110 - 120セメスター単位
第II種、第III種、第IV種教員免許課程	28 - 35セメスター単位**
第III種ディプロマ相当課程	65 - 70セメスター単位**

注 記：

\*) 最大限10単位までの専攻科目(MKI)を追加履修可能。

\*\*) 第I種ディプロマ修了者・中学校教員養成学校卒業者または同等の者を対象とする。

### 第16条 修業年限

- (1) 特定の課程を修了するための修業年限を表4に示す。
- (2) 第II種、第III種、第IV種教員免許課程の修業年限は、それぞれ2から4セメスターとする。

表4 各課程の修業年限

教育課程	入学資格	修業年限
学士 (AIVを含む) **	SLTA	8-14 セメスター
第二学士 (第二SI)	学士課程	4-6 セメスター
修士*	学士課程	4-10 セメスター
博士	学士課程	8-18 セメスター
博士	修士課程	4-10 セメスター
第I種ディプロマ (AIを含む)	SLTA	2-4 セメスター
小学校教員養成学校第II種ディプロマ	SLTA	5-6 セメスター
小学校教員養成学校第II種ディプロマ相当課程	SLTA	5-6 セメスター
第III種ディプロマ (AIIIを含む)	SLTA	6-10 セメスター
第III種ディプロマ相当課程	第I種ディプロマ・中学校教員養成学校 及び第II種ディプロマ	6-10 セメスター

注 記： \*) 学士課程の8セメスター、修士課程の4セメスターは短縮することが可能。

## 第4章 入学制度

### 第17条 入学

- (1) 教育課程と入学資格の詳細を表5に示す。
- (2) 高等学校卒業者の入学は、国立大学入学試験（UMPTN）または推薦入学（PMDK）によって行う。
- (3) 高等学校卒業者以外の者の入学は、各 Semester 開始前に選抜を行い、教室、施設、教育設備の状況に基づいて行われるものとする。
- (4) 電気技能第1種ディプロマ課程及び自動車技能第1種ディプロマ課程の学生受け入れは、学長の決定書（SK）に基づくものとする。
- (5) ディプロマ課程の修了者で、さらに上級の課程へ進学する者の受け入れは入学選考試験によるものとする。入学選考試験の受験資格は、次の通り。
  - a) ディプロマ課程修了者で所属が未定の者。
  - b) ディプロマ課程修了者で2年以上の就業経験があり、教育文化省州事務所の修業許可を得た者。

表5 教育課程と入学資格の詳細<sup>1)</sup>

教育課程	入学資格
a. 学士	a. 1) 高等学校卒業生 2) 教育学DI課程修了者・中学校教員養成学校卒業生 <sup>*)</sup> 3) 教育学DII課程修了者 <sup>**)</sup> 4) 教育学DIII課程修了者・高等学校教員養成学校卒業生 <sup>**)</sup> 5) 教育学前期学士課程修了者 <sup>**)</sup> 6) 他の教育機関からの学士課程転入生 <sup>**)</sup>
b. 第二学士	b. S1課程修了者
c. 修士	c. S1課程 <sup>**)</sup> または第二S1課程修了者 <sup>**)</sup>
d. 博士	d. 1) S1課程修了者 <sup>**)</sup> 2) S2課程修了者 <sup>**)</sup>
c. 電気技能及び自動車技能 第I種ディプロマ課程 <sup>**)</sup>	e. 高等学校卒業生
f. 小学校教員養成学校第II種ディプロマ	f. 高等学校卒業生
g. 第I種教員免許	g. 教育学以外のDI課程修了者
h. 第II種教員免許	h. 教育学以外のDII課程修了者
i. 第III種教員免許	i. 1) 教育学以外のDIII課程修了者 2) 教育学以外の前期学士課程修了者
j. 第IV種教員免許	j. 教育学以外の学士課程修了者
k. 第III種ディプロマ相当課程	k. 1) 教育学DI課程修了者・中学校教員養成学校卒業生 <sup>*)</sup> 2) 教育学DII課程修了者 <sup>**)</sup>

注 記：

- \* ) (学士、修士、博士及び特別専門課程に) 入学する外国人学生は、表のa、c、dに規程された入学資格を満たさなければならない。
- \*\* ) 在籍する研究課程と同一・同種の研究課程への異動は、ASP131、MTEP611、MBKS621、MMPD631、MPLS641を除いて、全ての研究課程で可能とする。
- \*\*\* ) 現在、入学者募集を実施せず。

## 第18条 大学院入学条件

大学院（PPS）の入学希望者は、マラン教育大学学生に適用される現行の規程に則った学業及び手続き上の条件を満たさなければならない。

## 第19条 大学院登録条件

- (1) 学業条件
  - a. 修士課程入学希望者は、次の条件を満たすこと。
    - 1) 教育学または教育学以外の学士号
    - 2) 学士課程での累積成績評点が2.50以上であること。
  - b. 博士課程入学希望者は、次の条件を満たすこと。
    - 1) 博士課程と同じ分野の教育学修士号を所有し、修士課程での累積成績評点が3.30以上であること。
    - 2) もしくは、特別の規程で定められた条件を満たす教育学または教育学以外の学士号を持つこと。
  - c. 大学院によって実施される入学選考に合格すること。
- (2) 手続き上の条件
  - a. 修士課程入学希望者は、次のものを提出すること。
    - 1) 正式な卒業証書の photocopy、また入学を許可された場合は、卒業証書の正本を提出すること。
    - 2) 作成した学術論文を証明する photocopy。
  - b. 博士課程入学希望者は、次のものを提出すること。
    - 1) 正式な卒業証書及び修士号学位記の photocopy、また入学を許可された場合は、卒業証書及び修士号学位記の正本を提出すること。
    - 2) 作成した学術論文を証明する photocopy。
  - c. 次の書類を提出すること。
    - 1) 記入済みの願書
    - 2) 就業者の場合は職場の代表者、それ以外の者は警察が発行する善行証明書
    - 3) 教育に耐え得る健康状態を証明する証明書
    - 4) 履歴及び学歴書
    - 5) 作成した論文の一覧
    - 6) 就業者の場合は、権限を有する上司の許可書
    - 7) 研究を行う能力に関する証明書
    - 8) 連絡が可能な二名の者からの入学希望者の学業及び人物に関する推薦書。修士課程入学希望者の場合は、受講した教官及び上司からの推薦書、博士課程入学希望者の場合は、修士論文の指導教官及び上司からの推薦書。この推薦書は、推薦者から大学院に直接送付されるものとする。

## 第20条 大学院入学委員会

- (1) 大学院長は、マラン教育大学学長決定書によって規程された任務、機能、規約に則って、入学者受け入れのための委員会を設置する。
- (2) 入学委員会は次の者から構成される。
  - a. 監督者:学長

- b. 責任者:第一副学長
  - c. 委員長:大学院長
  - d. 委員会書記:第一副大学院長及び第二副大学院長
  - e. 選考委員:研究課程長、研究課程幹事、専攻分野教官(必要に応じた人数)、英語試験担当者、学業能力試験担当者
- (3) 入学委員会は、マラン教育大学学年暦に則った入学生受け入れの前後に必要な期間に任務を遂行するものとする。
- (4) 入学委員会は、次の作業を行うために、事務局を大学院に設置する。作業とは、入学案内及び入学願書の作成、入学案内及び入学願書の送付、志願者の手続き上及び学業上の条件の確認、合格者の決定、及びその他の必要な事務である。事務局は、これらの結果を教務・学生・計画・情報システム部(BAAKPSI)に報告するものとする。

## 第21条 転学

- (1) 転学は次の場合に可能である。
- a. マラン教育大学内の同一学部・大学院あるいは他の学部の、より低いレベルの研究課程あるいは同一程度の研究課程への転学。
  - b. マラン教育大学以外の国立教員養成機関から、マラン教育大学の同一研究課程への転学。
- (2) マラン教育大学内、及び学外からの転学は、次の規程を考慮して決定される。
- a. 在籍中の課程に少なくとも2セメスター以上連続して在籍している。
  - b. マラン教育大学外の学士課程学生の場合、在籍中の課程で最小で30セメスター単位、最大で100セメスター単位を履修し、累積成績評点が2.50以上であること。
  - c. 希望する研究課程の教室、設備、教育施設に受け入れる余地があること。
  - d. 卒業可能な、みなし単位数があること。
  - e. 希望する研究課程が行う学業選考に合格すること。
- (3) 転学生受け入れの決定は次のように行われる。
- a. マラン教育大学内の場合、希望する学科・研究課程の長の意見を考慮して学部長が決定する。
  - b. マラン教育大学外からの場合は、学科・研究課程の長及び学部長・大学院長の意見を考慮して学長が決定する。
- (4) マラン教育大学内の場合も、学外からの場合も、より低い段階の研究課程へ転学した学生の修業年限は、転学先の課程を修了するのに十分な期間があることを条件とし、転学先の研究課程の修業年限と同一のものとする。
- (5) マラン教育大学内の場合も、学外からの場合も、同一段階の研究課程へ転学した学生の修業年限は、転学先の研究課程の修業年限と同一のものとし、転学前の課程での年限を差し引いたものとする。

## 第22条 学内転学手続き

- (1) マラン教育大学内で転学する学生は、転学に相応する理由を記した申請書を提出しなければならない。

- (2) マラン教育大学内での転学申請書は次の書類と共に、学部長に提出し、写しを学長及び転学を希望する学科長に提出するものとする。
  - a. 各セメスター毎の成績表のコピーと教務・学生・計画・情報システム部が正式に作成した累積成績評点証明書
  - b. 在籍中の学部長・大学院長及び学科長・研究課程長の転学暫定許可書
  - c. 就業者の場合は上司の、奨学金を受けている場合は奨学金支出者の研究課程転学同意書
- (3) 申請書の提出期限は、学年暦による成績表の配布期限から1週間以内とする。
- (4) 本条前記第3項の提出期限を過ぎた場合は、転学申請を受け付けない。
- (5) 転学が承認された学生には、受け入れ先の学部長の転学同意証明書（SKPP）が交付され、その写しは次のものに提出される。
  - a. 学長
  - b. 在籍中の学部長及び学科長・研究課程長
  - c. 教務・学生・計画・情報システム部長
  - d. 登録統計係長
  - e. 在籍中の課程の当該学生の学習指導教官
  - f. 当該学生の父母または後見人

### 第23条 学外転学手続き

- (1) マラン教育大学外からの転学希望者は、転学に対応する理由を記した申請書を提出しなければならない。
- (2) マラン教育大学外からの転学希望者の転学申請書は次の書類と共に、学長に提出し、その写しを転学希望先の学部長及び学科長に提出するものとする。
  - a. 在籍中の大学によって正式に作成された各セメスター毎の成績表と累積成績評点証明書
  - b. 在籍中の大学が作成した転学暫定許可書
  - c. 学生が被扶養者である場合は、父母または後見人の同意書
  - d. 在籍中の学部の発行し、当該学生が品行方正であり、規則違反を犯したことがないことを証明する内容の推薦書
  - e. 父母・夫・妻の転勤に伴い転学を申請する学生の場合、父母・夫・妻の異動命令書。
  - f. 就業者の場合は権限のある上司の就学許可書
  - g. 当該学生が、転学前の大学の学業規程を満たすことができないために学業の権利を喪失したの（drop out）ではないことを証明する書類
- (3) 申請書の提出期限は、学年暦による高等学校卒業生以外の学生登録期間の2週間前とする。
- (4) 本条前記第3項の提出期限を過ぎた場合は、転学申請を受け付けない。
- (5) 転学が承認された学生には、教務・学生・計画・情報システム部長が代理作成する学長名の受け入れ証明書（SKTD）が交付され、その写しは次のものに提出される。
  - a. 在籍中の大学の学長
  - b. 転学先の学部長
  - c. 転学先の学科長
  - d. マラン教育大学登録統計係長



- (6) マラン教育大学外からの転学生は、学生登録の際に、当該年度の国立大学入学試験受験料と同額の登録料を支払い、また当該年度の教育振興費と実習費を支払うものとする。

#### 第24条 外国人留学生

- (1) 外国人留学生とは、インドネシア国民でない者でマラン教育大学の研究課程で学ぶ者を言う。
- (2) 外国人留学生の受け入れは、政府、この場合は教育文化省高等教育局長の同意を得た後にこれを行うことができる。
- (3) 学術教育課程及び専門教育課程を履修する外国人留学生には、一般学生に適用される規程及びその他の関連する規程が適用されるものとする。
- (4) 特別専門課程を履修する外国人留学生には、学長が公布する特別の規程が適用されるものとする。

## 第5章 学生事務制度

### 第25条 教育振興協力金（SPP）、実習費（BKP/KL）、教育運営費（BPP）

- (1) 教育振興協力金（SPP）とは、実習費用以外の教育の運営及び振興に要する費用のために、納付義務者に課せられる協力金のことである。
- (2) 実習費（BKP/KL）とは、実習及び現地研修の実施を助成するために、納付義務者に課せられる費用のことである。
- (3) 教育運営費（BPP）とは、教育の実施を助成するために、納付義務者たるTMPDではない修士課程及び博士課程（S2、S3）に課せられる費用のことである。
- (4) 納付義務者とは、マラン教育大学で教育を受ける学生である。
- (5) 教育振興協力金、実習費、教育運営費の納付額は、学長決定書によって定め、ディプロマ、学士、修士、博士、教員免許課程の全ての学生に適用されるものとする。
- (6) セメスター毎の教育振興協力金、実習費、教育運営費の納付は、BNi銀行マラン教育大学出張所に納付することとする。
- (7) 教育振興協力金、実習費、教育運営費の納付時期は学年暦によって定める。
- (8) 教育振興協力金、実習費、教育運営費の受領証は、登録統計係での学生登録の際の必要条件の一つとする、しかし学部における履修登録の条件には使用されないものとする。
- (9) マラン教育大学学長決定に記された条件に則り、納付義務者に対し教育振興協力金納付の減免を行うことができる。
- (10) 現行規程に則り休学する学生は、当該セメスターの教育振興協力金及び実習費の納付を免除される。
- (11) 教育振興協力金、実習費、教育運営費を納付した後に休学措置を取った学生で、休学と返納の申請が講義開始から1週間以内に成された場合には、当該学生は返納の権利を有するものとする。
- (12) 卒業資格を得た学生で、以降のセメスターの教育振興協力金、実習費、教育運営費を納付している者は、教育振興協力金の返納を受けることができる。
- (13) 教育振興協力金、実習費、教育運営費の返納申請は、納付証明証、休学証明書、卒業証明書、他の正当な証明書等を添付して、第二副学長に対し提出するものとする。
- (14) 教育振興協力金の延滞は認められない。

### 第26条 学生登録

- (1) 学生登録は、マラン教育大学としての地位を登録されるための活動過程である。
- (2) マラン教育大学の全学生は、学年暦に則ってセメスター毎に登録統計係において登録を行う義務を有する。
- (3) 学生登録は、学生が教育振興協力金、実習費、教育運営費を納付し、他の規程された条件を満たした後に、これを行うものとする。

- (4) マラン教育大学に転学・入学が決定した転学生及び新入学生の学生登録手続きは次のようになる。
- a. 入学予定者は、受験票（国立大学入学試験合格者の場合）、推薦入学選考票（推薦入学合格者の場合）、教務・学生・計画・情報システム部長の受け入れ証明書（マラン教育大学外からの転学者の場合）、学部長・大学院長の転学同意証明書（マラン教育大学内の転学者の場合）等を提出する。
  - b. 入学予定者は、学生登録の書類を受取り、これに記入し、規程された条件を満たした上で登録統計係にこれを提出する。
  - c. 入学予定者は、新規学生登録手続票（PRB）を受け取る。新規学生登録手続票は、本条第7項に記された登録証明票（KTR）の代わりとなるものである。
- (5) 在学中の学生の学生登録は、登録統計係の担当者に次の5つを提出することによって行われる。
- a. 教育振興協力金の納付証明書の写し
  - b. 現在の学生証
  - c. 登録証明票（KTR）
  - d. 記入済みの登録データ
  - e. 大学院学生の場合、教育運営費の納付証明書の写し
- (6) 休学中の学生が復学して登録を行う際には、休学証明書（SKCK）、学科長・研究課程長と学部長・大学院長の復学に同意する内容の証明書、及び当該セメスターの教育振興協力金の納付証明書の写しを登録統計係に提出しなければならない。
- (7) 学生登録手続きを終了した学生は、登録統計係の発行した登録証明票を受領し、この登録証明票の受領をもって初めて学生証、履修計画票（KRS）、成績票の受領及び他の必要書類の手続きを行うことができる。他の必要書類には、学生証発行前の図書貸出に関する書類が含まれるものとする。
- (8) マラン教育大学新規入学生の入学日は、学年暦に記載された新規入学生の学生登録期間の最終日とする。
- (9) 前記の登録証明票、新規学生登録手続票または学生証を紛失または破損した場合、次の条件のもとに仮発行の登録証明票、新規学生登録手続票、学生証でもって代替することができる。
- a. 責任者・警察の発行した紛失を証明する書類を提出するか、あるいは、
  - b. 破損した登録証明票、新規学生登録手続票、学生証を登録統計係に返納する
  - c. 紛失物搜索願票（KPPK）に記入の上提出する

## 第27条 休学

- (1) 休学とは、学生が正式な許可のもとに学生登録、履修登録、特定セメスターの授業を延期することを言う。
- (2) 当該学生が少なくとも1セメスターの授業に就学し、病気または正式な証明書の発行を受けた他の事由を除き、就学の権利を喪失していない場合に休学手続きを行うことができる。
- (3) 休学する学生は、教務・学生・計画・情報システム部長が学長名で発行する休学証明書（SKCK）の発行を受けなければならない。

- (4) 特定のセメスターに休学証明書を受けることなく就学しなかった学生は、自動的に就学の権利を喪失しマラン教育大学を退学したものと見做す。
- (5) 休学期間は当該学生の修学期限内に限られる。
- (6) 休学証明書の申請は、就学中のセメスターの終了時から、休学を希望するセメスターの学年暦に定められた開始日以降2ヶ月以内までの期間に、登録統計係で行うことができる。
- (7) 休学申請の手続きは以下の規程による。
  - a. 登録統計係で休学申請書に記入する。
  - b. 前記の申請書及び十分な事由あることを証明する権限を有する者の証明書類（添付して）を提出する。
    - 1) 経済的事由による場合は、父母・後見人の経済状態を証明する書類で現地当局者（村長・区長及び郡長）の証明のあるもの。
    - 2) 病気または事故等の場合、権限を有する者の発行した証明書。
  - c. 休学退学願手続票を提出する。
- (8) 本条第6項の期限を越えた場合、休学申請は受け付けず、当該学生は自動的にマラン教育大学での就学の権利を喪失する。
- (9) 休学証明書を有する学生は、休学以前の在学期間が修業年限を越えていない場合に、復学を申請することができる。
- (10) 休学期間は、当該学生が履修単位の修得が可能であることを条件として、連続して4セメスターまで延長ができる。
- (11) 休学している学生が復学する場合、復学を希望するセメスターの開始1ヶ月前までに当該学科長及び学部長・大学院長の同意を得なければならない。この同意は休学証明書に記載されるものとする。

## 第28条 身分変更

- (1) 身分変更とは、卒業、転学、退学あるいは就学権利の喪失による学生の身分変更をいう。
- (2) 卒業する学生は、卒業証書・学位記または卒業見込み証明書（SKTLS）を受領する前に、教務・学生・計画・情報システム部長名で教育成績係が発行する卒業願手続票に記入提出しなければならない。
- (3) マラン教育大学から他の大学へ転学する学生は、転学の事由とともに学長へ転学申請を行うことによって、教務・学生・計画・情報システム部長の発行する転学・退学証明書とそれまでの成績表を受領することができる。
- (4) 就学の権利を喪失した学生は、学長への申請によって、教務・学生・計画・情報システム部長の発行する転学・退学証明書とそれまでの成績表を受領することができる。
- (5) 転学あるいは就学権利を喪失した学生は、マラン教育大学への復学を認めない。

## 第6章 授業運営制度

### 第29条 授業

- (1) 授業は、理論講義、実習及び実地研修または理論と実習の組合せ、理論と実地研修の組合せ、実習と実地研修の組合せ、あるいは理論と実習と実地研修の組合せに分けられる。
- (2) 理論講義とは、特定の研究分野の概念、一般概念、理論、原理の研究と修得を目指す授業である。
- (3) 実習とは、例えば実験室、作業室、工場、スタジオ、教室、学校、事務所、特定の教育機関などの限定された条件と状況における理論の応用を目指す授業である。
- (4) 実地研修授業（PKL）とは、現実社会において実地研修の形式で理論の応用を目指した訓練活動である。
- (5) 各授業は、講義、課題演習と自習から成る。
- (6) 講義とは、時間割に則り、講演、質疑応答、討論、セミナー、会議、実験、または他の学術活動等の形式で、教官と学生が直接コミュニケーションを行う授業である。
- (7) 学生の課題演習活動とは、授業時間以外で、教官の与えた課題に基づき、教官の監督のもとに、学生が宿題、論文作成、調査実施、レポート作成、関連する他の学術活動の形式等で行う活動のことである。
- (8) 教官の課題演習活動とは、科目の要旨の作成、定期的な成績評価、学生へのフィードバック、個人的集団的な学生に対する学習の補助等の活動である。
- (9) 学生の自習活動とは、講義や課題演習を補助するための知識の拡大に向けた計画的学習活動であり、図書館での学習、自宅での学習、調査の実施、インフォーマントへのインタビュー、セミナー及び関連する他の学術活動等の形式で行う活動である。
- (10) 教官の自習活動とは、授業の計画及び発展のための活動であり、概論作成、セミナー及び他の関連する学術活動等の形式で行う活動である。
- (11) 実地研修授業（KKL）とは、学生の特定の学問分野の視野を広げるために、指導のもとに大学外を訪問することである。授業の位置づけと実施方法は各学科・研究課程が定めるものとする。
- (12) 特別授業とは、学生が当該セメスターの終了時に卒業を予定しており、当該学生が卒業のために必要な場合、最大限4セメスター単位まで行うことができる規定時間割以外に実施される授業のことである。実施方法は学科長・研究課程長が定める。

### 第30条 授業運営

- (1) 1年間を有効期間とする学年暦は、教務・学生・計画・情報システム部が作成し、学長がこれを決定する。
- (2) 授業は、第一副学部長・第一副大学院長の調整のもとに、学科・研究課程が実施するものとする。
- (3) 一般科目（MKU）の時間割編成は一般教養教育学科（MDU）長が、基礎教職科目

(MDU) は教育学部第一副学部長 (PD I FIP) がこれを行い、全体を第一副学長 (PR I) が調整するものとする。

- (4) 専攻科目 (MBS/MK I) と教科教育法科目 (MPBM/MK II) の時間割編成は、第一副学長が調整するものとする。
- (5) 履修登録の際の科目登録は、第一副学部長・第一副大学院長が調整するものとする。
- (6) 授業実施の監督は、第一副学部長・第一副大学院長の調整のもとに学科長・研究課程長がこれを行うものとする。
- (7) 学生の出席は当該教官が確認し、学部教育係・大学院事務係によって記録される。

### 第31条 助言制度

- (1) 助言とは、学習指導教官 (PA) の活動のことであり、学生の持つ興味と能力に応じて学習課程を良好に修了できるよう補助し、助言によって学生が視野を広げ、教員倫理規程及びパンチャシラ体得指針に則って思考し行動することが可能となることを目的としている。助言は学生がマラン教育大学に入学した後、卒業まで継続し、学部長決定書によって定められるものとする。
- (2) 国家公務員の地位にある常勤教官は全員が、学習指導教官となる義務を有する。学習指導教官の指名は、学科長・研究課程長の推薦に基づき学部長がこれを決定する。
- (3) 各学生は一人の学習指導教官を持つ。学習指導教官は、就学期間中定期的に次のような指導を与える義務を有する。
  - a. マラン教育大学における学術及び非学術活動を支援する設備及び施設利用に関する情報を与える。
  - b. 学生の学習上の問題の解決を援助する。
  - c. 学生の良好な学習姿勢と週間を発展させ、専門家としての学習能力の自立性の成長を促す。
  - d. 必要な場合、学生の学習成果に関する推薦を行う。
  - e. 学生に対し、教員倫理規程に合致した姿勢の発展を促す。
  - f. 学生に対し、パンチャシラ体得指針に則った視野、思考と行動ができる全一的インドネシア人に向けた個性の発展を促す。
  - g. 学生に対し、生涯的に自立した学問的視野の発展を促す。
  - h. 連続して2セメスター間の成績評点が2以下で、修得単位数が10セメスター単位以下の学生に警告を与える。
  - i. 前記 (h) 項に該当する学生に対する対応をカウンセラーに引き継ぐ。
- (5) 各セメスター開始時期の学生登録期間に、学習指導教官は、特に次のような助言任務を遂行する義務を有する。
  - a. 履修計画表の作成及びその内容の正しいことに責任を負う。
  - b. 現行の規程 (第33条表6及び表7) に留意しつつ、当該セメスターに学生が履修可能な単位数を確認する。
  - c. 学生の作成した履修計画表の履修計画を検討し同意を与える。
- (6) 助言制度の規程に基づく任務遂行において、学習指導教官は各セメスター毎に次のものの学習成果に留意する。
  - a. 指導対象となっている学生個人及び学生の集団

- b. 当該学生の同期及びそれ以前の期に該当する当該学部・学科の全学生
- (7) 学習指導教官は、助言活動において、他の実施担当者グループ（特に指導・カウンセリング担当者グループ）に援助を求めることができる。
  - (8) 助言活動は、学業問題は第一副学部長・第一副大学院長が調整し、非学業問題は第三副学部長が調整するものとする。
  - (9) 各学習指導教官は、学術行為倫理規程に留意するものとする。

### 第32条 履修計画

- (1) 履修計画とは、現行の規程に則り学習指導教官の指導のもとに学生が作成した履修予定の計画を言う。
- (2) 履修計画とは次のものから成る。
  - a. 一般科目、基礎教養科目、専攻科目、教科教育法科目に対する全体履修計画（RSM）。これは、学年暦に定められた第一セメスターに作成する。選択した課程の科目配分に則って追加科目を必要とする学生に対しては、追加科目の履修計画への組み込みは遅くとも第三セメスターまでになされるものとする。転学生の全体履修計画は、学科長・研究課程長の提案に基づき学部長・大学院長が認定する。これは、当該学科・研究課程の規程に則った見なし単位を考慮しつつ、転学の最初のセメスターに作成するものとする。
  - b. 各セメスター毎の科目登録のためのセメスター履修計画（RSS）。これは、全体履修計画に基づき各セメスター開始期の履修登録の際に作成する。
- (3) 選択した課程の科目配分に則って追加課程を履修する学生の履修登録は、学生の在籍学部を通じて学年暦の規程期限内に行うものとする。
- (4) 前記第2項のa.b.の履修計画作成及び第3項の履修登録は、学科長・研究課程長が第一副学部長・第一副大学院長の監督のもとに行うものとする。
- (5) 全体履修計画は履修計画表に記録される。履修計画表は、5部作成し次のものが保管する。
  - a. 学生本人
  - b. 学習指導教官
  - c. 学科長
  - d. 学部
  - e. 教務・学生・計画・情報システム部教育成績係

### 第33条 セメスター履修単位数の決定

- (1) セメスター履修単位数とは、学生が1セメスターに履修する合計単位数を言う。
- (2) 高等学校卒業業者である新入学生のセメスター履修単位数は、19から21単位とする。
- (3) 在学生のセメスター履修単位数は、当該学生の成績表に記載された前セメスターの成績段階に基づいて決定される。
- (4) 学生の成績段階とは、当該セメスターの履修単位数及びその成績評点に基づいて算定されるものであり、各段階は次の文字及び呼称で表される、即ち (a) 優 (b) 良 (c) 可 (d)

不可 (e) 劣悪である。

(5) 学生の成績段階を表6に示す。

表6 成績段階表

成績評点 履修単位数	0.00	1.00	1.50	2.00	2.50	3.00	3.50
	-	-	-	-	-	-	-
	0.99	1.49	1.99	2.49	2.99	3.49	4.00
19-21	d	c	b	a	a	a	a
16-18	d	c	c	b	a	a	a
13-15	d	d	c	b	a	a	a
10-12	e	d	d	c	b	b	a
7-9	e	e	d	d	c	b	b
-8 (PPL+KKN)	d	c	b	a	a	a	a

(6) 1セメスターに履修可能な単位数は、表7の規程による。

表7 1セメスターに履修可能な単位数

直前セメスターの成績段階		履修可能単位数
表示文字	呼称	
a	優	19-21
b	良	16-18
c	可	13-15
d	不可	10-12
e	劣悪	7-9

注記：

- \*) 以下のどれかに該当する場合、学習指導教官と学科長・研究課程長は、22単位までの履修を許可することができる。
- 当該学生が最終セメスターに在籍している。
  - 直前セメスターの成績評点が2.50以上である。
  - 当該学生が履修を計画している科目が次のセメスターに開講されず、このことが当該学生の修業年限に影響を与える。

### 第34条 授業時間割

- (1) 授業時間割には、以下の事項を記載するものとする。
- 科目のコード、「offering」、単位数
  - 前提として履修していなければならない科目
  - 授業の日時、教室名、建物名
  - 教官のコードと氏名



- (2) 1日の授業は、各50分の授業14コマから成り、断食月の場合は1コマが40分授業となる。授業時間を表8に示す。

表8 授業時間割<sup>1)</sup>

時限	授業時間	
	平常時	断食月
1	07.00 - 07.50	07.30 - 08.10
2	07.50 - 08.40	08.10 - 08.50
3	08.45 - 09.35	08.55 - 09.35
4	09.35 - 10.25	09.35 - 10.15
5	10.35 - 11.25	10.25 - 11.05
6	11.25 - 12.15	11.05 - 11.45
7	12.20 - 13.10	11.50 - 12.30
8	13.10 - 14.00	12.30 - 13.10
9	14.15 - 15.05	13.25 - 14.05
10	15.05 - 15.55	14.05 - 14.45
11	16.10 - 17.00	15.00 - 15.40
12	17.00 - 17.50	15.40 - 16.20
13	18.15 - 19.05	16.25 - 17.05
14	19.05 - 19.55	17.05 - 17.45

注 記：

\*) 非イスラム系の宗教教育科目を除いて金曜日は休講。

\*\*）断食明けの時間に合わせる。

(3) 授業時間割は、履修登録期間の4週間前までに学部によって発表されるものとする。

(4) 授業時間割は、発表後1週間以内に、第一副学長に報告され、また教務・学生・計画・情報システム部及びコンピュータ担当者グループに通知されるものとする。

### 第35条 履修登録

- (1) 履修登録とは、特定セメスターの授業に参加する権利と許可を学生に与える行為であり、当該学生が学生登録を終了していることを条件にセメスター開始期に実施される。
- (2) 履修登録には次の行為が含まれる。
- a. 履修計画の相談
  - b. 受講登録
  - c. 履修計画表の記入と承認
  - d. 履修計画表作成手続きの公表
- (3) 履修登録への対応は、学部・大学院において、第一副学部長・第一副大学院長の調整のもとで学習指導教官、学科長・研究課程長、学部教育係・大学院事務係がこれを行う。履修計画表の処理は、コンピュータ担当者グループ及び教育成績係で行い、教務・学生・計画・情報システム部の協力を得て教育課長が調整するものとする。
- (4) 履修計画の相談とは、学生が各自の学習指導教官と当該セメスターの履修計画を作成す

るために相談を行う行為であり、学科・学部において、学年暦に定められた期間に行われるものとする。

- (5) 受講登録とは、学生が学習指導教官と相談した結果である Semester 履修計画に則って各科目の受講登録を登録担当者に対して行うことである。
- (6) 学生は次の場合に科目の受講を登録することができる。
  - a. 当該科目受講の前提となる条件を満たしていること
  - b. 学習指導教官の同意を得ていること
  - c. 当該科目の定員に余裕があること
- (7) 受講の前提条件のある科目は、前提条件となっている科目をすでに履修し、D以上の成績を取った学生のみが受講できる。
- (8) 履修計画表の記入とは、学生が履修計画表（コンピュータ用紙）に、当該 Semester の受講登録を終了した科目名を、定められた記入方法に則り、正確、適切、完全に（誤記入は認められない）記入する行為を言う。
- (9) 学生は履修計画表の記入の前に、履修計画表と同じ様式の暫定履修計画表に記入するものとする。暫定履修計画表は、当該 Semester の授業が開始する前に行うものとする。
- (10) 暫定履修計画表の段階では、記入された履修計画を当該学生は変更することができる。変更は、学習指導教官及び当該学科長の同意のもとに、1科目以上の履修科目の削除や追加の形式で行われるものとする。
- (11) 履修計画表の記入は、学生が当該 Semester の履修計画に変更がないことを確信した後に、確定した暫定履修計画表を写すという形式によって行われる。
- (12) 履修計画表の記入は、履修登録期間開始日から学年暦に定められた期限日までに行われるものとする。
- (13) 論文審査が実施される予定の Semester には、履修計画表に論文と記載されるものとする。
- (14) 履修計画表の承認は、詳細に検討し内容に過誤がなく、かつ今後変更が無いことを確信した後に当該学習指導教官と学科長・研究課程長が履修計画表に署名することによって行われる。
- (15) 履修計画表は2通作成し、教務・学生・計画・情報システム課と学部が保管する。
- (16) 学科長によって承認された履修計画表は、学年暦の定めに則って、学部教育係・大学院事務係に渡され、そこから教育成績係に渡され、さらに処理のためにコンピュータ担当者グループに渡されるものとする。
- (17) 履修計画表は次のデータに処理されるものとする。
  - a. RDM（科目一覧表）、学生に交付
  - b. DPK（授業参加者リスト）
  - c. DHK（授業出席表）
  - d. DTD（教官職務リスト・科目を担当する教官のリスト）
  - e. DNA（最終成績表）
  - f. DCY（課程修了候補者リスト）、当該 Semester の
  - g. 必要な他の一覧表

- (18) 科目一覧表と授業参加者リストは当該学部で発表される。

### 第36条 授業規則

- (1) 毎 Semester 開始時に教官は、Semester 間講科目予定表 (RPS) を学科及び学生に通知する義務を有する。
- (2) 授業活動毎に、教官は正式な授業出席表 (DHK) を使用して学生の出欠を確認する義務を有する。
- (3) 授業出席表は該当教官から学部教育係・大学院事務係に提出され、以後の処置は当該学部が行うものとする。
- (4) 授業に出席しなかった学生は、当該教官に欠席の理由を通知する義務を有する。
- (5) 学生は、当該 Semester に予定された授業の80%以上に出席しなければならない、また実習活動には正式の証明書を受けた事由のある場合を除いて100%出席しなければならない。
- (6) 学生は、当該 Semester の授業期間内における課題演習を含む全ての授業上の課題、即ち試験、レポート作成、同種の課題等を遂行しなければならない。
- (7) 都合上、予定通り授業が行えない場合、教官は学生に通知しまた別の時間に代替授業を行うよう務め、このことを学科長・研究課程長に連絡し、教官の出席率が100%になるよう努力する義務を有する。
- (8) 授業出席表に氏名の記載のない学生は、当該授業に出席したものとは見做さない。
- (9) 授業の質的向上と秩序維持を促進するため、学生は Semester 終了時に学生意見用紙 (FBM) に客観的かつ厳正に記入し、offeringの代表者が教育係長・大学院事務係長の調整のもとに各教官の勤務態度を評価する。
- (10) 授業秩序の監督は、第一副学部長・第一副大学院長の調整のもとに学科長・研究課程が、これを行うものとする。

### 第37条 学生に対する処罰

- (1) 学生に対する処罰とは、現行の規程を逸脱した学生に対する学業上または事務上の措置を言う。
- (2) 処罰の目的は、教育の質を維持し、最大限の成果を挙げるよう学生を促し、またマラン教育大学の役割と機能を向上させることである。
- (3) 学生が履修計画表に誤って記入した場合、当該 Semester の特定の科目の評点をEとする。学科長が承認しコンピュータ処理された後では、履修計画表の訂正変更は認められず、履修計画表の誤記入は学生の責任となる。
- (4) 学生が第一副学部長及び教務・学生・計画・情報システム部長の承認書を得ていない場合、また規定された期日に履修計画表を提出しなかった場合は履修計画表の手続きをしない。
- (5) 学生が正式に受講者として登録していない場合は、当該授業への出席を認めない。

- (6) 次の場合は、 Semester 期末試験への参加を認めず、自動的に当該科目の評点をEとする。
- 正当な事由なく、出席率が80%に満たなかった学生
  - 正当な事由があるが、出席率が65%に満たなかった学生
- (7) 科目の成績決定に関する課題演習（レポート作成または同様の課題）を当該科目の Semester 期末試験日までに提出しなかった学生は、課題演習を不合格（0点）とし、この結果は当該科目の最終成績に影響するものとする。
- (8) 学生が最終成績表（DNA）に「評価なし」を受け、次の Semester の授業開始後2週間以内に当該科目の担当教官から当該科目の「評価なし」に代わる追加成績の評価がない場合は、「評価なし」はコンピュータ・センターで自動的にEの成績に変更されるものとする。
- (9) 休学措置を取った学生で、教育振興協力を納付済みの場合、理由を問わず学年暦に定められた講義開始日から1週間以内に返納申請がなされなかった場合には、教育振興協力は返納されないものとする。
- (10) 次の場合、自動的に就学の権利を喪失するものとする。
- 第III章第16条の修業年限の規程による修業年限内に課程を修了できない学生
  - 学年暦に規定された期限内に休学許可の手続きを行わなかった学生
- (11) 学生の Semester 成績評点が合格点に満たない場合（学士2.00、ディプロマ1.75）かつ修得単位が10 Semester 単位以下の場合、次のような処罰が行われる。
- 学習指導教官の口頭による注意（1 Semester）
  - 学科長の文書による警告（2 Semester 連続）
  - 就学の権利の喪失（3 Semester 連続）
- (12) 成績または学習指導教官あるいはマラン教育大学職員の署名を偽造した学生に対して、一定期間授業に出席することを認めず、または以前の Semester の成績を無効とする措置を取ることができる。
- (13) この規程で規定されていない逸脱行為に対する処罰は、学部長の提案に基づき学長がこれを定める。
- (14) 就学の権利を喪失した学生は、次のことを行うことができる。
- 教務・学生・計画・情報システム部の発行するマラン教育大学学生であったことの証明書の発行依頼
  - 就学の権利を喪失した後4ヶ月以内に、同一課程に一度だけ新規学生（1年生として）として入学を志願すること

## 第7章 セメスター修了時、課程修了時の学生事務制度

### 第38条 セメスター修了手続き

- (1) 教官は科目の最終評価を、最終成績表（DNA）、追加成績には追加成績票（KNS）の用紙でもって提出する義務を有する。最終成績表または追加成績票は、セメスター期末試験実施日から1週間以内に当該学部の教育系の係員に提出されるものとする。
- (2) 学生の成績の秘密を守るため、成績自体が公表されている場合でも、最終成績表または追加成績票は封印して教官が直接提出しなければならない。
- (3) 学部教育係は、前記最終成績表の各ページに受領日を追記し、直ちに次のものに手渡すものとする。
  - a. 教育評価係（原本）
  - b. 当該学部（保管用）
  - c. 当該学科長（保管用）
  - d. 当該学部長（保管用）
- (4) 最終成績表と追加成績票は、各セメスター末に教務・学生・計画・情報システム部が発行するセメスター成績票（KHS）の基礎となるものである。
- (5) セメスター成績票の対象となるのは当該セメスターの履修者として正式の手続きを行った学生に対してであり、またセメスター成績票に記載される科目は履修計画表に則って履修した科目に限られる。正式の手続きを経ず受講した科目は、教官が評点を与えた場合でも、当該学生のセメスター成績票には記載されないものとする。
- (6) セメスター成績票には、終了した最新のセメスターにおける学生の学業成績に関する情報を記載する。情報には次の事項が含まれる。即ち、履修した科目コード、科目名、単位数、セメスター成績評点、次期セメスターで履修可能な単位数等である。
- (7) セメスター成績票は教育協力課長が署名し、学年暦に定められた日に学生に対し配布される。
- (8) セメスター成績票のコピーは、教育評価係によって学生の父母・後見人に送付される。

### 第39条 単位認定手続き

- (1) 課程の修了が見込まれる学生は、成績・課程修了表（DHSY）に記入の上、学年暦に定めるセメスター期末試験実施日までに、学科長・研究課程長を通して学部長・大学院長に対し課程修了判定申請を行わなければならない。
- (2) 成績・課程修了表の提出の遅れた学生は、修了条件を満たしていようと、修了は次のセメスターに持ち越されるものとする。この場合、次のセメスターに学生登録を行わなければならないが、教育振興協力金の納付は必要ないものとする。すでに教育振興協力金を納付したものは、現行の規程・手続きに則った方法で返納を受けることができる。
- (3) 修了及び卒業は、学部長・大学院長の証明書により決定され、学年暦に則って開催される委員会の特別会議によって正式に発表されるものとする。この発表の日をもって修了日とする。
- (4) 学部・大学院から学長に対して提出される修了報告書には次の事項を記載する。

- a. 修了者の氏名、学生番号（NIM）、性別、累積成績評点及び各研究課程の修了者
  - b. 前期セメスター、後期セメスター毎の最優秀修了者氏名リスト
  - c. 当該学部の修了者数合計
  - d. 卒業論文の修正を条件とする学士課程修了者氏名のリスト
- (5) 前記第4項の修了報告書は、修了の発表後1週間以内に学長に提出しなければならない。追加修了の決定と発表及び報告書は廃止する。
- (6) 当該学部長・大学院長によるセメスター修了者の決定と発表の後に修了者が存在することが明らかになった場合、この修了者は次のセメスターまで修了の決定と発表を延期するものとする。この場合、当該学生は教育振興協力金の納付なく学生登録を行わなければならない。

#### 第40条 学位記、卒業証書及び成績証明書

- (1) 学科長・研究課程長が署名し学部長・大学院長が承認した修了報告書及び成績・課程修了表（DHSY）は、学位記及び卒業証書発行の基礎となるものである。
- (2) 学位記とは、ある学生が特定の課程を修了したことを示す、インドネシア共和国教育文化省の規程に則った形式と内容でマラン教育大学が発行する証明書類を言う。学位記には補助文書として成績証明書と各セメスターのセメスター成績票を添付する。
- (3) 卒業証書とは、ある学生が特定の課程または特別課程を修了したことを示す、インドネシア共和国教育文化省の規程に則った形式と内容でマラン教育大学が発行する証明書類を言う。既にディプロマ課程及び学士課程を修了している者の卒業証書には、補助文書として成績証明書及びセメスター成績票または成績表を添付することができる。
- (4) 成績証明書とは、教務・学生・計画・情報システム部が発行する学位記の補助文書である。
- (5) 学位記と成績証明書の日時は、当該学生の卒業日とする。
- (6) 前記第1項の成績・課程修了表は、修了の発表から2週間以内に教務・学生・計画・情報システム部（教育評価係）に提出しなければならない。
- (7) 高校新卒者以外の修了者の成績証明書及び累積成績評点は、履修した科目及び修得単位数に基づいて作成するものとする。
- (8) 前記第7項の成績証明書には、当該成績証明書の保持者は、本学以外で既に学位記と成績証明書を所有していることを表記するものとする。
- (9) 学位記、成績証明書等は次のことにより正式なものとなる。
- a. 学士、修士、博士及びディプロマ課程の学位記には学長及び当該学部長・大学院長の署名
  - b. 教員免許課程の卒業証書には学長及び教育学部長の署名
  - c. 成績証明書は、教務・学生・計画・情報システム部長による学長名での署名
  - d. 学位記の写し・コピーは当該学部長・大学院長の署名
  - e. 成績証明書の写し・コピーは教務・学生・計画・情報システム部長の署名
- (10) 修了が決定した学生は、修了発表後1セメスター以内に課程修了時身分変更証明書（SKMAP）の発行を受けるために直ちに卒業手続申請書（KPLP）の手続きをしなければ

ばならない。規定された期限に遅れた学生は、教育評価係において教育振興協力金と同額の費用を納付し学位処理事務登録を行わなければならない。

- (11) 卒業手続申請書（KPPL）を受領した学生は、学位記の原本を受領する前に、学長名で教務・学生・計画・情報システム部が発行する暫定修了証明書（SKTLS）の発行を受けることができる。
- (12) 卒業論文の訂正を条件とする学士課程修了者の卒業手続申請書（KPPL）、暫定修了証明書、学位記原本、成績証明書の作成は、当該学部長の証明書を受領した後にこれを行うことができる。
- (13) 教育評価係で作成された学位記及び成績証明書は、修了発表の1年以内に当該卒業者によって受領されなければならない。

#### 第41条 優等卒業生

- (1) 各セメスターの修了者毎に、当該セメスターの首席卒業生を、ディプロマ、学士、修士、博士各課程の研究課程、学科、学部・大学院及び大学全体の各段階で選出するものとする。
- (2) 首席卒業生は、次の公式によって決定される。
$$\text{首席卒業生} = \frac{\text{累積成績評点}}{\text{履修期間（セメスター）}}$$
- (3) 各課程、学科、学部・大学院及び全学で、前記第2項の得点が最も高いものを各段階の首席卒業生とする。
- (4) 1997/1998年度後期セメスター以前の首席卒業生の場合、学士及びディプロマ課程で2.50、修士課程3.00、博士課程3.50以上の累積成績評点を条件とする。
- (5) 1997/1998年度後期セメスター以後の首席卒業生の場合、学士及びディプロマ課程で2.76、修士及び博士課程で3.50以上の累積成績評点を条件とする。
- (6) 学士課程の首席卒業生は、卒業論文部門と非卒業論文部門のそれぞれで選出する。
- (7) 学士及びディプロマ課程の首席卒業生は、高校新卒者として入学した者の中から選出する。
- (8) 研究課程・学科において、特定セメスターまたは特定年度に、前記第4項、第5項に該当する卒業生のいない場合、当該研究課程・学科は首席卒業生を選出しないものとする。

#### 第42条 卒業式

- (1) 卒業式とは、マラン教育大学の卒業生及び同窓生として修了を確認する儀式である。
- (2) 卒業の確定した学生は、卒業式の条件と規程に則り当該セメスターと年度の卒業式に出席するものとする。
- (3) 卒業式の参加者は卒業式実行委員会の条件と規程を遵守する義務を有し、また卒業式に

必要な設備を利用する権利を有する。

- (4) 卒業式は、各 Semester 毎に実施され、実施日は学年暦に定める。



### 第3部 学士、ディプロマ、教員免許課程教務規程

#### 第8章 カリキュラム

##### 第43条 新旧カリキュラムの規程

- (1) 学士、ディプロマ、及び教員免許課程のカリキュラムは、旧カリキュラム及び以下1992年カリキュラム (K92) と呼ぶ新カリキュラムから成る。
- (2) 1992年カリキュラムは、教育学部、言語芸術教育学部、社会科学教育学部の1992年度以降の入学者、科学技術教育学部の1993年度以降の入学者から実施され、またそれ以前の入学者は単位移転によってこのカリキュラムを履修するものとする。
- (3) 数学自然科学教育学部の全学生を対象とする旧カリキュラムとは、1990年カリキュラムである。
- (4) 旧カリキュラムは1991年度入学者及び数学自然科学教育学部以外のそれ以前の入学者を対象とする。

## 第9章 旧カリキュラム

### 第44条 カリキュラムの構造と単位配当

- (1) 旧カリキュラムでは、学士及びディプロマ課程で履修すべき科目を次の4つの科目カテゴリーに分類する。
- 一般基礎科目 (MDU)
  - 基礎教職科目 (MDK)
  - 専攻科目 (MBS)
  - 教科教育法 (MPBM)
- (2) 前記第1項の科目カテゴリー毎のカリキュラム構造と単位配当を表9に示す。

表9 旧カリキュラムの構造と単位配当

課程	MDU	MDK	MBS	MPBM	Semester 単位数
学士 (KL)	15	10*	100 - 116	14 - 22	144 - 160
第I種ディプロマ	9	2	26 - 36	4 - 6	40 - 50
第II種ディプロマ	13	8	52 - 62	8 - 12	80 - 90
第III種ディプロマ	15	10*	70 - 87	11 - 17	110 - 120

注 記：

- \* ) 数学自然科学教育学部1990年入学者以降は、13単位

### 第45条 一般基礎科目 (MDU) (旧カリキュラム)

- (1) 一般基礎科目とは、学術分野の専門能力形成を補助し、生産的な個人、家族成員、社会成員及び責任ある国民としての発展を促すための科目であり、課程に応じて全学生が履修しなければならないものである。
- (2) 旧カリキュラムの一般基礎科目を表10に示す。

表10 一般教養科目 (MDU) (旧カリキュラム)

コード	科目名	セメスター 単位数	セメスター 時間	D-II	DII PGSD	D-III	SI				
							FIP	FPBS	FPMIPA	FPIPS	FPT K
DUM 201	宗教教育I	2	2	-	V	-	-	-	-	-	-
DUM 202	宗教教育II	2	2	-	-	-	V	-	-	-	-
DUM 401	宗教教育	2	2	V	-	V	V	V	V	V	V
DUM 402	パンチャシラ教育	3	3	V	-	V	V	V	V	V	V
DUM 403	専門インドネシア語	2	2	-	V	V	-	V	V	V	V
DUM 404	英語	2	2	-	-	-	-	-	V	-	-
DUM 406	国防学教育	2	2	V	V	V	V	V	V	V	V
DUM 408	基礎社会学 (ISD)	2	2	V	-	V	-	-	V	-	V
DUM 409	基礎自然科学 (IAD)	2	2	V	-	V	V	V	-	V	-
DUM 410	基礎文化学 (IBD)	2	2	V	-	V	V	V	V	V	V
DUM 411	民族闘争史教育 (PSPB)	2	2	V	-	V	V	V	V	V	V
DUM 412	100時間集中型パンチャシラ 体得指針研修	2	2	V	V	V	V	V	V	V	V
DUM 413	パンチャシラ教育I	2	2	V	V	V	V	V	V	V	V
DUM 414	パンチャシラ教育II	1	2	V	-	V	V	V	V	V	V
	セメスター単位数合計	-	-	13	8	15	15	15	15	15	15

- (3) DUM404は、数学自然科学教育学部1990年度入学者以降を履修対象とする。
- (4) DUM408は、数学自然科学教育学部1994年度入学者までを履修対象とする。
- (5) DUM409は、教育学部、言語芸術教育学部、社会科学教育学部1991年度入学者までを履修対象とする。
- (6) DUM411は、数学自然科学教育学部1990年度入学者以降は履修対象としない。
- (7) DUM412、DUM413、DUM414は、次の規程のもとに、1988年度新規高卒入学者以降を履修対象とする。
- 全学生は、一般基礎科目のパンチャシラ教育を3セメスター単位、即ちDUM412とDUM414を履修しなければならない。
  - DUM412を修得した学生は、DUM414を履修できる。
  - DUM412に不合格だった学生は、DUM413を履修しなければならない。

#### 第46条 基礎教職科目 (MDK) (旧カリキュラム)

- (1) 基礎教職科目とは、教育の基礎的専門能力の形成のための科目であり、課程に応じて全学生が履修しなければならないものである。
- (2) 旧カリキュラムの基礎教職科目を表11に示す。

表11 基礎教職科目 (MDK) (旧カリキュラム)

コード	科目名	セメスター 単位数	セメスター 時間	D-II	DII FGSD	D-III	S1				
							FIP	FPBS	FPMIPA	FPIPS	FPTK
DIK 201	心理学概論	2	2	V	-	-	-	-	-	-	-
DIK 202	指導・カウンセリング 基礎	2	2	V	V	-	-	-	-	-	-
DIK 203	教育運営	2	2	V	-	-	-	-	-	-	-
DIK 204	教育心理学	2	2	-	V	-	-	-	-	-	-
DIK 205	指導・カウンセリング	2	2	-	-	-	V	-	-	-	-
DIK 206	教育運営	2	2	-	V	-	-	-	-	-	-
DIK 401	基礎教育学	2	2	V	V	V	V	V	b) Va)	V	V
DIK 402	心理学 (一般、発達、 学習)	4	4	-	-	V	V	V	Va	V	V
DIK 403	指導・カウンセリング	2	2	-	-	V	V	V	b) Va)	V	V
DIK 404	教育運営・監督	2	2	-	-	V	V	V	b) Va)	V	V
DIK 406	カリキュラムと授業	2	2	-	-	-	-	2)	b) V	-	-
DIK 407	基礎数学自然科学教育	2	2	-	-	-	-	-	b) V	-	-
DIK 408	心理学	3	3	-	-	-	-	-	b) V	-	-
DIK 411	基礎教育学I	2	2	-	-	-	Vc)	-	-	-	-
DIK 412	基礎教育学II	2	2	-	-	-	Vc)	-	-	-	-
DIK 413	心理学	4	4	-	-	-	Vc)	-	-	-	-
DIK 414	学校外教育運営	2	2	-	-	-	Vc)	-	-	-	-
DIK 421	教育技術管理概論	4	4	-	-	-	Vd)	-	-	-	-
DIK 422	心理学概論	2	2	-	-	-	Ve)	-	-	-	-
DIK 423	教育制度開発論	2	2	-	-	-	Ve)	-	-	-	-
DIK 424	学習と授業	4	4	-	-	-	Ve)	-	-	-	-
DIK 425	教育心理学	2	2	-	-	-	Ve)	-	-	-	-
	セメスター単位数合計			8	8	10	10	10	10/13	10	10

注 記:

以上の科目は1992年度以前の入学者を履修対象としている、ただし以下を例外とする。

- a) 数学自然科学教育学部の1990年以前の入学者 (10単位)
- b) 数学自然科学教育学部の1990年度入学者及び以降の者 (13単位)
- c) 学校外教育研究課程の学生
- d) 教育技術研究課程の学生にはDIK403及びDIK404の代替として
- e) 指導カウンセリング研究課程の学生

第47条 専攻科目 (MBS) 及び教科教育法科目 (MPBM)

- (1) 専攻科目とは、学術的かつ職業的専門能力の形成及び職業に応じた質的量的な視野、知識、能力、技能の拡大を目指した科目である。
- (2) 教科教育法科目とは、教科運営、授業運営、クラス運営、教育メディア・教材の活用及び生徒の成績評価能力の形成を目指した科目である。

## 第48条 選択科目

- (1) 選択科目とは、学習指導教官の同意のもとに、履修の幅を広げるために学生の興味と能力に応じて選択することが可能な科目のことである。
- (2) 各学部・学科は、各課程のカリキュラムの専攻科目の10%以上の選択科目を開講するものとする。

## 第49条 副専攻科目

- (1) 副専攻科目とは、教育学部の学生が教員資格の幅を広げるために履修する科目であり、当該学生が既に履修した専攻科目及び教科教育法科目とは異なる専攻科目及び教科教育法科目より成る。
- (2) 副専攻科目は、小学校、中学校、高等学校で必要とされている教員の種類に適應させ、またこれらの学校で実施されているカリキュラムに向けられたものとする。
- (3) 前記第2項の副専攻科目の開講に際し各学部・学科・研究課程は特別に副専攻科目を開講する必要はなく、当該学部・学科・研究課程で既に開講している特定の専攻科目と教科教育法科目を副専攻科目に指定することができる。
- (4) 教育学部の学生が履修する副専攻科目は、当該学部・学科・研究課程の学生との共通授業あるいは副専攻学生だけの授業という形式で実施されるものとする。

## 第50条 学士課程のコース分け

- (1) コース分けとは、学士課程の学生がコースを選択することを言い、コースには講義コースと論文コースがある。
- (2) 講義コース（論文及び総括試験無し）は、全学生が選択することができる。
- (3) 論文コースは、第13章第78条の規程を満たした学生が選択することができる。
- (4) 論文コースを選択した学生は、学部長決定書により確定し、決定書の写しは第一副学長及び教務・学生・計画・情報システム部に提出される。
- (5) 論文作成を断念した学生に対する論文コース断念は、当該セメスターの卒業生発表の1週間前までに学部長決定書によって確定する。

## 第51条 学士課程のカリキュラム配分（旧カリキュラム）

- (1) 旧カリキュラムを履修する学生は、一つの専攻課程のみを履修することができる。ただし、教育学部学生は専攻課程と副専攻課程を履修することができる。
- (2) 講義コース（JK）、論文コース（JS）ともに旧カリキュラム履修者の履修単位数は以下の通り。

教育学部	JK/JS
教育・指導心理学	54/160セメスター単位
基礎教育学	154/160

カリキュラム・教育技術	154/160
教育技術	154/160
教育管理	154/160
学校外教育	154/160
保健体育リクレーション教育	154/160
小学校教員教育	82/
言語芸術教育学部	JK/JS
インドネシア語地方語語学文学教育	145/160
英語教育	146/160
アラビア語教育	151/160
芸術工芸教育	146/160
数学自然科学教育学部	JS
数学教育	150 <sup>3)</sup>
物理学教育	150 <sup>3)</sup>
化学教育	150 <sup>3)</sup>
生物学教育	150 <sup>3)</sup>
社会科学教育学部	JK/JS
パンチャシラ・公民教育	147/160
協同組合教育	147/160
会計学教育	147/160
経営学教育	147/160
商業経営教育	147/160
地理教育	147/160
歴史教育	147/160
経済学教育	147/160
科学技術教育学部	JK/JS
機械技術教育	150/160
建築技術教育	151/160

(3) 旧カリキュラムを履修する教育学部学生の副専攻課程については、次のように定める。  
副専攻課程の履修単位数を専攻科目（23-28単位）、教科教育法科目（3-12単位）から成る26-40セメスター単位とし、当該学生の全体の専攻科目と教科教育法科目の総セメスター単位数を134セメスター単位とする。専攻課程は、120-134セメスター単位とし、必修単位数は表10の規程通りとする。

(4) 副専攻課程の実質的履修単位数は以下の通り。

特殊教育	40セメスター単位 <sup>3)</sup>
保健体育リクレーション教育	35
インドネシア語地方語語学文学教育	40
英語教育	40 <sup>3)</sup>
アラビア語教育	39
ドイツ語教育	40
芸術教育	30
舞踊教育	30
数学教育	40 <sup>3)</sup>
物理学教育	39
化学教育	38

生物学教育	40
バンチャシラ公民教育	35
会計学教育	40
地理学教育	36
歴史教育	34
電気工学教育	36
家族福祉教育	36

注 記:

- \* ) 1990年数学自然科学教育学部カリキュラムに基づく
- \*\* ) 単位認定のない科目を追加することが可能

### 第52条 追加単位

- (1) 前記第17条第1項及び第3項に該当する高校新卒者以外の入学者は、以前に修得した単位、現行規程及び履修する課程の完全性を考慮して学科長・研究課程長が定め学部長が承認した一定の単位を修得しなければならない。
- (2) ディプロマ課程から学士課程に進む者で、4から始まるコード番号の科目の評価がDであった者は、必修の追加単位の他に、当該科目でC以上の評価を得るために再履修しなければならない。
- (3) 副専攻課程を履修する教育学部学生も含め、SI課程の完全性を達成するために義務付けられた追加単位を表12に示す。

表12 必修追加単位一覧

修了資格	履修課程	追加単位 (セメスター単位)				修業年限
		MDU	MDK	MBS+ MPBM	合計	
a. 第1種ディプロマ・中学校教員養成学校						
b. 第11種ディプロマ	SI	6	8	110 - 121	124 - 135	3.5 - 6th
c. 教育学前期学士課程修了者	SI	2	8	89 - 105	99 - 115	3 - 5th
d. 第11種ディプロマ・高校教員養成学校	SI	-	-	64 - 80	64 - 80	2 - 4th
	SI	-	-	34 - 50	34 - 50	1 - 3th

- (4) 高校新卒者以外の入学生で表12の資格に含まれない者及び修了資格と履修課程の分野が異なる者の必修追加単位は、学部長の同意のもとに学科長・研究課程長が決定する
- (5) 本学入学以前に修得した単位は、前記第3項で言う必要修得単位には含まないものとする。
- (6) 高校新卒者以外の入学生の履修単位数は、学部長の承認を受け学科長・研究課程長によって履修計画票 (KRSM) に記載されなければならない。
- (7) 前記第6項の履修計画票は、第32条第5項の規程に則り5通作成されるものとする。

### 第53条 教員免許課程

- (1) 第II種教員免許課程及び教育学以外の専攻課程の修了者が進む第IV種教員免許課程の構造と単位配当を表13に示す。

表13 教員免許課程の構造と単位配当

コード	科目	Semester 単位配分	
		AIII	AIV
	基礎教育学科目	-	-
D1K201	心理学概論	-	-
D1K202	指導・カウンセリング基礎	-	-
D1K203	教育運営	2	2
D1K401	基礎教育学	4	4
D1K402	心理学（一般、発達、学習）	2	2
D1K403	指導・カウンセリング	2	2
D1K404	教育運営・監督	6-10	6-10
D1K490	他の専攻科目及び教科教育法科目 教育実習	4	4
	Semester 単位数合計（履修単位数）	20-24	20-24

- (2) 各学科・研究課程は、上の表13の専攻科目及び教科教育法科目の6-10単位を、当該課程の第II種ディプロマ、第III種ディプロマ、学士課程で開講している専攻科目及び教科教育法科目の中から指定するものとする。
- (3) 前記第2項に従って指定された科目と基礎教職科目が、第III種教員免許課程及びIV種教員免許課程の全体性を形成する。
- (4) 第II種、第III種及びIV種教員免許課程の授業は、当該学科・研究課程の第II種、第III種ディプロマ、学士課程の授業と共通して行うものとする。
- (5) 教員免許課程履修者の学生登録手続きは、当該研究課程の高校新卒者以外の者の学生登録手続きと同様とする。
- (6) 教員免許課程学生の身分、権利及び義務は、他の課程の学生の身分、権利及び地位と同様とする。
- (7) 教員免許課程入学者の専攻分野が、マラン教育大学の既存の研究課程に無いかまたは近い分野である場合、第一副学長の決定により、入学者は教育工学学士課程（TEP）の教育カリキュラム技術学科（KTP）の実施する教員免許課程に進学するものとする。
- (8) 教育カリキュラム技術学科が実施する教員免許課程の課程構造及び科目を表14に示す。



表14 教育カリキュラム技術学科の教員免許課程の課程構造及び単位配当

コード	科目	Semester 単位配分		
		AII	AIII	AIV
	<b>基礎教育学科目</b>			
DIK201	心理学概論	2	-	-
DIK202	指導・カウンセリング基礎	2	-	-
DIK203	教育運営	2	-	-
DIK401	基礎教育学	2	2	2
DIK402	心理学（一般、発達、学習）	-	4	4
DIK403	指導・カウンセリング	-	2	2
DIK404	教育運営・監督	-	2	2
	<b>教科教育法科目</b>			
DIK434	カリキュラム応用法	2	2	2
DIK403	授業戦略	2	2	2
DIK419	授業メディア	2	2	2
DIK421	評価	2	2	2
DIK426	教育デザイン	2	2	2
DIK490	教育実習	4	4	4
	Semester 単位数合計（履修単位数）	22	24	24

- (9) 他の機関から団体的に教員免許課程に入学した学生に対しては、第1項の表13、または第8項の表14の規程に則った課程構造及び単位配当で、特別の授業を実施することができる。
- (10) 前記第9項の教員免許課程の実施は以下のように行われる。
- a. 時間と場所は、マラン教育大学と当該機関の合意に基づいて決定される。
  - b. 参加者は20名以上とする。
  - c. 実施費用は、当該機関の負担とする。
  - d. 学業上の実施責任者は教育学部、事務上の責任者は教務・学生・計画・情報システム部とする。

## 第10章 1992年カリキュラム (K92)

### 第54条 カリキュラムの構造と単位配当

- (1) 1992年カリキュラムでは、学士及びディプロマ課程で履修すべき科目を次の4つの科目カテゴリーに分類する。
  - a. 一般科目 (MKU)
  - b. 基礎教職科目 (MDK)
  - c. 第一専攻科目 (MKI)、旧カリキュラムの専攻科目
  - d. 第二専攻科目 (MKII)、旧カリキュラムの教科教育法 (MPBM)
- (2) 前記第1項の科目カテゴリー毎のカリキュラム構造と単位配当を表15に示す。

表15 カリキュラム構造と単位配当 (1992年カリキュラム)

課 程	MKU <sup>*</sup>	MDK	MKI/ MBS	MK II/ MPBM	セメスター 単位数合計
学士 (K92)	14	14	104 - 120	12 - 28	144 - 160
第二SI	-	-	61 - 76	6 - 19	80 - 84
第三種ディプロマ	14	14	70 - 80	11 - 17	110 - 120

\* ) 1993年度及び以前の入学者には、「MDU」の名称を使用する。

- (3) 各学部・学科・研究課程は、教育課程の全体性を考慮して履修セメスター単位数を決定するものとする。
- (4) 学士課程に対する第一専攻科目の配分方法は、第6セメスターまでに研究分野（基礎教職科目を含む）の基礎及び概念が修得できているようにする。
- (5) 教員免許課程の課程構造及び単位配当は第53条に定める。

### 第55条 一般科目 (MKU) (1992年カリキュラム)

- (1) 1992年カリキュラムの一般科目を表16に示す。

表16 一般科目 (MKU) (1992年カリキュラム)

コード	科目名	セメス ター 単位数	セメス ター 時間	D II	DII FGSD	D III	S I					開講セメ スター
							FIP	FPBS	FPMIPA	FPIPS	FPTK	
MKU 201	宗教教育	2	2		v							2
MKU 202	宗教教育	2	2		v							4
MKU 401	イスラム宗教教育	1	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	1,2
MKU 402	イスラム宗教教育 ゼミ	2	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	5,6
MKU 403	プロテスタント宗教教 育	1	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	1,2
MKU 404	プロテスタント宗教教 育ゼミ	2	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	5,6
MKU 405	カトリック宗教教育	1	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	1,2
MKU 406	カトリック宗教教育 ゼミ	2	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	5,6
MKU 407	ヒンドゥー宗教教育	1	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	1,2
MKU 408	ヒンドゥー宗教教育 ゼミ	2	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	5,6
MKU 409	仏教宗教教育	1	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	1,2
MKU 410	仏教宗教教育ゼミ	2	2	-	-	V	vb)	vb)	vb)	vb)	vb)	5,6
MKU 411	45時間型パンチャシラ 体得指針研修	0	-	-	-	V	v	v	vc)	v	v	1
MKU 412	パンチャシラ教育	2	2	-	vc)	V	v	v	vc)	v	v	1,2
MKU 413	パンチャシラ教育 ゼミ	1	2	-	vc)	V	v	v	-	v	v	4,5,6
MKU 414	国防学・公民	2	2	-	-	V	v	v	-	vd)	v	1,2,3,4,5
MKU 415	文化戦略	2	2	-	-	V	v	v	-	v	v	3,4
MKU 416	人口学・環境学教育	2	2	-	-	V	v	v	-	v	v	3,4
MKU 417	インドネシア語言語学	2	3	-	-	V	v	v	v	vd)	v	1,2,7
MKU 418	英語	2	2	-	-	V	-	vc)	v	-	-	1
MKU 419	基礎社会学	2	2	-	-				v			3
MKU 420	基礎文化学	2	2	-	-				v			4
	セメスター単位数合計	-	-	-	-	14	14	14	-	14	14	

注 記:

以上の科目は(数学自然科学教育学部を除く)1992年度の入学者を履修対象としており、一般科目の総単位数を14セメスター単位とする。

- MKU411、MKU412、MKU413は数学自然科学教育学部を含む1993年度入学者全員が履修する。MKU412は、MKU411(100時間集中型パンチャシラ体得指針研修)に合格しなかったものの必修とする。
- MKU401からMKU410の科目から3単位を、学生各自の宗教に従って履修する(1994年度入学者から数学自然科学教育学部学生も含む)。
- MKU411、MKU412、MKU413は、小学校教員養成学校第II種ディプロマ課程の学生及び数学自然科学教育学部1993年度入学者にとって、DUM412、DUM413の代替科目となる。
- MKU417は、数学自然科学教育学部1993年度入学者にとって、DUM403の代替科目となる。
- MKU418はインドネシア語言語学学科1992年度以降の入学者を履修対象者とする。また、数学自然科学教育学部1993年度以降の入学者にとって、DUM404の代替科目となる。
- 1993/1994年度以前のMKU411(100時間集中型パンチャシラ体得指針研修)は2単位だったが、

- 1994/1995年度以降MKU411は、単位認定無しの45時間型パンチャシラ体得指針研修に代替される。
- g) 1994年度及びそれ以前の入学者でMKU411とMKU412に合格していない者は、MKU411（45時間型パンチャシラ体得指針研修）を受けた上でMKU412を履修しなければならない。
- h) 1994/1995年度以前のMKU412の科目名をパンチャシラ教育Iとし、MKU413をパンチャシラ教育IIとする。
- i) MKU401合格をMKU402の履修条件に、MKU403合格をMKU404の履修条件に、MKU405合格をMKU406の履修条件に、MKU407合格をMKU408の履修条件に、MKU409合格をMKU410の履修条件に、MKU411合格をMKU412の履修条件に、MKU412合格をMKU413の履修条件にする。
- j) MKU201とMKU202は、1995年度以降入学の小学校教員養成学校卒業者を履修対象者とする。
- k) MKU419とMKU420は、1995年度以降入学の数学自然科学教育学部学生を履修対象者とする。

### 第56条 基礎教職科目（MDK）（1992年カリキュラム）

(1) 1992年カリキュラムの基礎教職科目を表17に示す。

表17 基礎教職科目（MDK）（1992年カリキュラム）

コード	科目名	Semester 単位数	Semester 時間	SI					開講 Semester
				FIP	FPBS	FPMPA	FPIPS	FPTK	
MDK 401	心理学概論	3	3	v	v	-	v	v	1
MDK 402	学習者発展論	2	2	v	v	-	v	v	1
MDK 403	学習と学習行為	4	4	v	v	-	v	v	2
MDK 404	教職論	3	3	va)	v	-	v	v	3
MDK 405	論理学教育	2	2	v	v	-	v	v	2
MDK 421	カウンセラー論	3	3	vb)	-	-	-	-	3
MDK 422	教育技術者論	3	3	vc)	-	-	-	-	3
MDK 423	教育運営者論	3	3	vd)	-	-	-	-	3
MDK 424	学校外教育教員論	3	3	ve)	-	-	-	-	1
	Semester単位数合計	-	-	14	14	-	14	14	

注記：

以上の科目は、1992年度以降の入学者（数学自然科学教育学部を除く）を履修対象としている、ただし以下の教育学部学生を例外とする。

a) 指導カウンセリング研究課程、教育工学研究課程、教育経営研究課程、学校外教育研究課程の学生には適用されない。ただし、当該課程の規程に則り追加免許（副専攻）課程を履修している学生はこの限りではない。

以下の学生には、MDK404の履修をもって代替する。

- b) 指導カウンセリング研究課程の学生  
 c) 教育工学研究課程の学生  
 d) 教育経営研究課程の学生  
 e) 学校外教育研究課程の学生

(2) 指導、カウンセリング、学士課程および学校外教育、学士課程の学生に対する基礎教職科目は、現行の規定にのっとり特別に定める。

### 第57条 1992年カリキュラムの専攻科目 (MK)

- (1) 専攻科目 (MK) は、第一専攻科目 (MKIまたはMBS) 及び第二専攻科目 (MKIIまたはMPBM) から成る。
- (2) 専攻科目を必修専攻科目と選択・追加専攻科目に分かつことができるものとする。
- (3) 第一専攻科目とは、学術的かつ職業的専門能力の形成及び職業に応じた質的量的な知識、能力、技能及び積極的姿勢の向上を目指した科目である。
- (4) 第二専攻科目とは、教科運営、授業運営、クラス運営、教育メディア・教材の活用、生徒の成績評価または教職以外での教育学的応用能力の形成を目指した科目である。

### 第58条 1992年カリキュラム選択科目

- (1) 選択科目とは、学習指導教官の同意のもとに、課程の全体性を満たすために学生の興味と能力に応じて選択することが可能な科目のことである。
- (2) 各学部・学科は、各課程のカリキュラムの主資格第一専攻科目の10%以上の選択科目を開講するものとする。

### 第59条 学士課程のカリキュラム配分

- (1) 各学科・研究課程は、一つ以上の研究課程を設置運営することができるものとする。各課程には、以下の履修課程を設けることができる。
  - a. 主資格課程 (KU) または専攻課程
  - b. 主資格課程 (KU) と追加課程 (PT)
- (2) 追加課程は以下のものから成る。
  - a. 追加資格課程 (KT) または副専攻課程
  - b. 基礎能力課程 (KD) またはPost Secondary Subject Matter Mastery (PSSMM) 課程
  - c. 特別一括課程 (PK)
  - d. 他の主資格課程
- (3) 1992年カリキュラムを履修する学生は、次の課程コースの内の一つを選択して履修することができる。
  - a. 主資格課程 (専攻課程)
  - b. 主資格課程+追加資格課程 (副専攻課程)
  - c. 主資格課程+基礎能力課程 (Post Secondary Subject Matter Mastery課程、PSSMMと略す)
  - d. 主資格課程+特別一括課程
  - e. 二重主資格課程、または主資格課程+二重副専攻課程あるいは他のパターン
- (4) 学生は、第1 Semesterに能力と関心に応じて前記第3項の課程コースの内の一つを選択し、希望する課程が実施する選別を経た後に、選択が確定するものとする。なお、授業は第2 Semesterから開始することができるものとする。
- (5) 前記第3項の課程コースは、課程修了者に対し、その主資格に応じた職務上・職務外の垂直的・水平的能力の柔軟性を与えるものである。
- (6) 学士課程の履修単位数を144 Semester単位以上160 Semester単位以下とし、修業年限

を8から14セメスターとする。

- (7) 前記第3項b、c、d、eを選択した結果160セメスター単位を越える場合は、当該学科長・研究課程長及び学部長の特別許可を得た学生のみが選択できるものとする。
- (8) 160セメスター単位を越える場合の修業年限は、次の公式の算定によるものとする。

$$\text{修業年限} = \left( \frac{\text{Σセメスター単位}}{20\text{セメスター}} - 1 \right) \text{年}$$

- (9) 追加資格課程（副専攻）及び基礎能力課程の科目は、小学校、中学校、高等学校で必要とされている教員あるいは他の関連する機関の教育要員の種類に適應させ、またこれらの学校で実施されているカリキュラムに向けられたものとする。
- (10) 追加資格課程（副専攻）、基礎能力課程（PSSMM）及び特別一括課程は、(a) 学科・研究課程内、(b) 学部内、(c) 学部外の課程から成る。
- (11) 各課程の意味するところは以下の通り。
- 学科・研究課程内課程とは、学科・学科相当研究課程が実施する課程で、当該学科・研究課程の学生が履修できるものを言う。
  - 学部内課程とは、特定学部の学科・学科相当研究課程が実施する課程で、当該学部の全学科・研究課程の学生が履修できるものを言う。
  - 学部外課程とは、特定学部の学科・学科相当研究課程が実施する課程で、当該学部以外のマラン教育大学の全学科・学科相当研究課程・研究課程の学生が履修できるものを言う。
- (12) 追加資格課程、基礎能力課程及び特別一括課程の履修科目は独自の科目を設定するか、あるいは主資格課程の第一専攻科目と第二専攻科目または追加科目課程の科目の内から指定するものとする。
- (13) 追加資格課程、基礎能力課程及び特別一括課程の履修科目は、当該学部・学科・研究課程の学生との共通授業あるいは独自の授業という形式で実施されるものとする。
- (14) 主資格課程の講義コース（JK）、論文コース（JS）の履修単位は以下の通り。

教育学部	JK/JS	コード
教育・指導心理学	-/155セメスター単位	KU101
基礎教育学	-/159	KU102
教育技術	-/159	KU103
教育管理	-/140	KU104
学校外教育	-/140	KU105
保健体育リクレーション教育	126/132	KU106
言語芸術教育学部		
インドネシア語地方語語学文学教育	135/145	KU201
英語教育	148/160	KU202
アラビア語教育	137/146	KU203
芸術工芸教育	130/140	KU204
社会科学教育学部		
バンチャシラ・公民教育	118/126	KU401
経済協同組合教育	122/130	KU402

会計学教育	122/130	KU403
経営学教育	122/130	KU404
商業経営教育	122/130	KU405
地理教育	122/130	KU406
歴史教育	122/130	KU407
科学技術教育学部		
機械技術教育	154/160	KU501
建築技術教育	150/160	KU502

### 第60条 1992年カリキュラム追加資格課程（副専攻）

- (1) 追加資格課程（副専攻）とは、学生が教員資格の幅を広げるために履修する科目であり、当該学生が既に履修した専攻科目とは異なる第一専攻科目及び第二専攻科目より成る。
- (2) 設置されている追加資格課程は以下の通り。

教育学部	JK/JS	コード
カリキュラム教育技術学科	40セメスター単位	KT101
特殊教育（学部内）		
教育管理学科		
教育管理（学部内）	38	KT102
教育管理（学部外）	40	KT103
保健体育教育学科相当研究課程		
保健体育リクレーション教育（学部内、学部外）	40	KT104
言語芸術教育学部		
インドネシア語地方語語学文学教育学科		
戯曲・演劇教育（学科内）	25	KT201
ジャワ語語学文学教育（学科内）	25	KT202
インドネシア語教育（学部内、学部外）	62	KT203
外国語教育学科		
アラビア語教育（学部内、学部外）	60	KT204
ドイツ語教育（学科内、学部内、学部外）	54	KT205
数学自然科学教育学部		
数学教育学科		
数学教育（学部外）	39-40	KT301
物理学教育学科		
物理学教育（学部外）	39	KT302
化学教育学科		
化学教育（学部外）	39	KT303
生物学教育学科		
生物学教育（学部外）	39	KT304
社会科学教育学部		
バンチャシラ公民教育学科		
行政学教育（学科内）	34	KT401
バンチャシラ教育（学部内）	54	KT402

パンチャシラ教育 (学部外)	58	KT403
商業学教育学科・会計学教育学科相当研究課程		
会計学教育 (学科内)	30	KT404
会計学教育 (学部内)	53	KT405
会計学教育 (学部外)	57	KT406
経済学協同組合教育 (学科内)	30	
商業学教育 (学科内)	30	
経営学教育 (学科内)	30	
地理学教育学科		
地理学教育 (学科内)	40	KT414
地理学教育 (学部内)	48	KT415
地理学教育 (学部外)	52	KT416
歴史学教育学科		
歴史学教育 (学部内)	55	KT409
歴史学教育 (学部外)	59	KT410
社会学人類学教育 (学科内)	31	KT411
社会学人類学教育 (学部内)	47	KT412
社会学人類学教育 (学部外)	51	KT413
科学技術教育学部		
家庭科教育学科		
家庭科教育 (学部内、学部外)	28	KT501
電気技術技能教育 (学部内、学部外)	32	KT502

#### 第61条 1992年カリキュラム基礎能力課程 (PSSMM) 科目群

- (1) 基礎能力課程科目群とは、学生が専門分野の基礎を修得し、教員資格の幅を広げるために履修する科目群であり、当該学生が既に履修した専攻科目とは異なる第一専攻科目及び第二専攻科目より成る。
- (2) 設置されている追加資格課程は以下の通り。

教育学部	JK/JS	コード
教育管理学科		
教育計画 (学部内、学部外)	24	KD101
教育訓練・講座運営 (学部内、学部外)	24	KD102
学校長 (学部外)	24	KD103
視学官・教育監督官 (学部外)	24	KD104
教育事務職員 (学部外)	24	KD105
保健体育教育学科相当研究課程		
保健体育リクレーション教育 (学部内、学部外)	22	KD106
言語芸術教育学部		
インドネシア語地方語語学文学教育学科		
インドネシア語教育 (学部内、学部外)	25	KD201
英語教育学科		
英語教育 (学部内、学部外)	20	KD202



外国語教育学科		
アラビア文学 (学科内)	14	KD203
アラビア語教育 (学部内、学部外)	23	KD204
ドイツ語教育 (学科内、学部内、学部外)	20	KD205
芸術工芸教育学科		
芸術教育 (学科内)	27	KD206
芸術教育 (学部内、学部外)	33	KD207
工芸技能教育 (学科内)	20	KD208
工芸技能教育 (学部内、学部外)	33	KD209
舞踊芸術教育 (学科内)	23	KD210
舞踊芸術教育 (学部内、学部外)	29	KD211
社会科学教育学部		
パンチャシラ公民教育学科		
パンチャシラ教育 (学部内)	30	KD401
パンチャシラ教育 (学部外)	34	KD402
商業学教育学科		
経済学協同組合教育 (学部内)	30	KD404
経済学協同組合教育 (学部外)	34	KD405
商業学教育学科相当研究課程		
商業学教育 (学部内*)	30	KD407
商業学教育 (学部外)	34	KD408
*) 当該研究課程の学生を除く		
経営学教育学科相当研究課程		
経営学教育 (学部内)	30	KD410
経営学教育 (学部外)	34	KD411
地理学教育学科		
地理学教育 (学科内)	30	KD419
地理学教育 (学部内)	30	KD412
地理学教育 (学部外)	34	KD413
歴史学教育学科		
歴史学教育 (学部内)	30	KD414
歴史学教育 (学部外)	34	KT415
社会学人類学教育 (学科内)	22	KD416
社会学人類学教育 (学部内)	30	KD417
社会学人類学教育 (学部外)	34	KD418
科学技術教育学部		
機械技術教育学科		
機械組立作業 (学部内、学部外)	22	KD501
建築技術教育学科		
木工技能 (学部内、学部外)	20	KD504

## 第62条 1992年カリキュラム特別一括課程科目群

- (1) 特別一括課程科目群とは、主たる専攻課程の全体性を形成し、また職業人としての基本

的資本となる追加的能力と技能を形成するために特定の視野、知識、能力、技能の拡大を目指した科目群である。

- (2) 前記第1項で言う科目群は、当該学生が既に履修した専攻科目とは異なる第一専攻科目及び第二専攻科目によって構成される。
- (3) 設置されている特別一括課程は以下の通り。

教育学部	JK/JS	コード
カリキュラム教育技術学科		
幼稚園教諭教育 (学科内)	17	PK101
幼稚園教諭教育 (学部内、学部外)	17	PK102
カリキュラム開発 (学科内) *	12	PK103
カリキュラム開発 (学部内、学部外)	17	PK104
視覚障害児教育	18	PK116
学習障害児教育	18	PK117
*) 当該研究課程の学生を除く。		
教育管理学科		
教育機関経営 (学部内、学部外)	24	PK105
視学官・教育監督官 (学部内、学部外)	24	PK106
教育事務経営 (学部内、学部外)	24	PK107
学校外教育学科		
訓練経営 (学科内)	20	PK108
訓練経営 (学部内、学部外)	26	PK109
NGO組織経営 (学科内)	20	PK110
NGO組織経営 (学部内、学部外)	26	PK111
ボーイスカウト教育 (学科内)	20	PK112
ボーイスカウト教育 (学部内、学部外)	24	PK113
保健体育教育学科相当研究課程		
コーチング教育 (学科内)	24	PK114
保健リクレーション教育 (学科内)	24	PK115
言語芸術教育学部		
図書館教育 (学科内)	15	PK201
教科書作成教育 (学科内)	15	PK202
ジャーナリズム教育 (学科内)	15	PK203
外国語としてのインドネシア語教育法 (学科内)	15	PK204
英語教育学科		
English For Specific Purposes (学科内)	4	PK205
Literature (学科内)	4	PK206
Material Development (学科内)	4	PK207
外国語・アラビア語教育学科		
イスラム教教育 (学科内)	14	PK208
アラビア語翻訳 (学科内)	14	PK209
科学技術教育学部		
家庭科学技術教育学科		
家族福祉教育 (学部内、学部外)	16	PK501

### 第63条 1992年カリキュラム追加単位

1992年カリキュラムの追加単位の規程は、旧カリキュラムの規程（第52条）と同様のものとする。

### 第64条 みなしの単位

- (1) みなし単位制度とは、履修課程以外またはマラン教育大学以外での学生の学習経験または就学行為に対する評価として、単位を与えることを言う。
- (2) マラン教育大学以外で得た単位は、国立大学で得たものであり、かつ現在履修中または履修するであろう課程と同等の課程で得た場合にこの単位を認定する。
- (3) みなし単位制度は、転学生にのみ適用される。
- (4) みなし単位制度は、マラン教育大学内での転部または旧カリキュラムから新カリキュラムへの変更の際にも適用される。
- (5) 1992年カリキュラムを履修する旧課程の学生には、当該学生の利益に反しない場合に限りみなし単位制度を適用するものとする。
- (6) みなし単位の認定は次のものを行う。
  - a. 一般科目については一般基礎科目学科長
  - b. 基礎教職科目については教育学部長
  - c. 専攻科目については課程運営学科長
- (7) 前記第6項のみなし単位の確定は、学生の在籍する学部長によって行われる。

### 第65条 学士課程のコース分け

1992年カリキュラムの学士課程コース分けの規程は、旧カリキュラムの規程（第50条第1-5項）と同様のものとする。

### 第66条 1992年カリキュラム教員免許課程

- (1) 1992年カリキュラムの第III種及び第IV種教員免許課程の構造と単位配当を表18に示す。
- (2) 1992年カリキュラムの第III種及び第IV種教員免許課程に関する他の規程は、旧カリキュラムの規程（第53条第2-5項、第9-10項）と同様のものとする。

表18 第III種、第IV種教員免許課程の構造

コード	科目	Semester単位配分	Semester時間
	基礎教育学科目		
MDK 401	教育学概論	3	3
MDK 402	学習者発展論	2	2
MDK 403	学習と学習行為	4	4
MDK 404	教職論	3	3
MDK 405	論理学教育	2	2
	教育実習 (PPL) を含む第二専攻科目	14 - 21	14 - 21
	Semester単位教合計 (履修単位数)	28 - 35*	28 - 35*

\*) 単位認定のない専攻科目を10 Semester単位まで追加することが可能

### 第67条 ディプロマ相当課程及び教育学士課程

- (1) ディプロマ相当課程及び教育学士課程とは、小学校、中学校、高等学校の教育の質的向上のために、現職教員たる履修者の専門能力を向上させることを目的とする教育課程である。
- (2) 相当課程の履修単位は以下の通り。
  - a. DII相当 80-90 Semester単位
  - b. DIII相当 65-70 Semester単位
  - c. SI相当 34-40 Semester単位
- (3) 相当課程の授業実施は、各履修者が現在の職務の遂行を継続できるよう配慮するものとする。
- (4) 相当課程の履修学生の権利と義務は、他の学生の権利と義務と同様のものとする。

### 第68条 小学校研究分野の教育学士課程 (第二学士)

- (1) 第二学士課程とは、履修者の小学校教員養成学校における授業実施の際の視野と能力を拡大させることを目的とする教育課程である。
- (2) 小学校研究分野教育学士課程の構造は以下の通り。
 

専攻科目 : 61-76 Semester単位

教科教育法科目 : 6-19 Semester単位
- (3) 第二学士課程の履修学生の権利と義務は、他の学生の権利と義務と同様のものとする。

## 第11章 教育実習 (PPL)

### 第69条 定義と目的

- (1) 教育実習 (PPL) とは、学生が実地に (学校で)、授業と生徒指導の訓練、学校運営の学習あるいは他の教育関連の職業任務等について学ぶ行為であり、教員としての専門能力形成の場として指導のもとに集中的に実施される学習行為である。
- (2) 教育実習は、教室での授業運営、生徒の指導、学校運営の理解あるいは他の教育関連職の任務等のうち専門的教育要員となることに関連する事項について教育現場での経験を学生に対し与えることをその目的とするものである。
- (3) 教育実習の指導開発は教育実習実施担当者グループが調整し、各学部代表から構成される教育実習開発チームが実施を担当する。

### 第70条 位置づけ及び種類

- (1) 教育実習は、カリキュラムの一部を構成し、大学で得た知識と現場での実地経験を統合するためにマラン教育大学の全学生の必修とする。
- (2) 教育実習はマラン教育大学の (ディプロマ、学士、教員免許) 各課程のカリキュラムを統合する意味をもつ学習経験である。ただし、以前の課程で既に教育実習の単位を修得している者及び実施方法を大学院が独自に規定する大学院課程を除く。
- (3) 教育実習は、教職教育実習及び非教職教育実習から成る。
- (4) 教職教育実習には、以下のものがある。
  - a. 大学で実施される第一教職教育実習
  - b. 現場・学校で実施される第二教職教育実習
- (5)
  - a. 第一教職教育実習とは、第二教職教育実習の準備のために大学で実施される教育実習である。
  - b. 第二教職教育実習とは、教員の授業任務、生徒指導、学校運営及び他の教育上の任務に関する現場経験をj得るために学校で実施される教育実習である。
- (6) 非教職教育実習には、以下のものがある。
  - a. カリキュラム教育技術学科の基礎教育学研究課程を履修する学生を対象とするカリキュラム運営監督教育実習
  - b. カリキュラム教育技術学科の教育技術研究課程を履修する学生を対象とする教育技術教育実習
  - c. 教育心理学指導学科の学校指導カウンセリング研究課程を履修する学生を対象とする指導カウンセリング教育実習
  - d. 教育経営監督学科の教育経営監督研究課程を履修する学生を対象とする教育経営監督教育実習
  - e. 学校外教育学科の学校外教育研究課程を履修する学生を対象とする学校外教育教育実習
- (7) 追加資格 (副専攻) 課程を履修する学生で、教職教育実習・非教職教育実習が義務付けられている学科以外の者の教育実習への参加または代替科目に関しては当該学科によって定めるものとする。

## 第71条 前提条件及び実施

- (1) ディプロマ課程の学生は、当該学科・学部が定めた教育実習の前提条件となる科目に合格するという条件を満たしている場合、教育実習に参加することができる。
- (2) 学士課程の学生は、次の前提条件を満たした場合、教育実習に参加することができる。
  - a. 一般基礎科目、基礎教職科目、第二専攻科目及び当該学科または学部が定めた特定の第一専攻科目を含む100セメスター単位以上を修得していること。
  - b. 教育実習あるいは実践研修授業を履修する学生は基本的には他の科目を履修できない。ただし、当該セメスターに課程修了を予定している学生は、学部長の同意があれば卒業論文または1から2科目を4セメスター単位まで履修することができる。
  - c. 教育実習を履修するセメスターの学生登録を完了していることを登録証明書によって示せる者。
- (3) 修士課程の学生は、当該研究課程長の定めた科目に合格している場合は教育実習に参加することができる。
- (4) 教員免許課程の学生は、当該研究課程・学科・学部長の定めた科目に合格している場合は教育実習に参加することができる。
- (5) ディプロマ、学士、教員免許課程の教育実習の実施及び運営は教育実習実施担当者グループが行い、修士課程の教育実習は大学院長がこれを行う。
- (6) 教育実習は以下の規定のもとに運営される。
  - a. 第一教育実習は、4週間にわたって実施され、学校運営と管理、教員の職務と機能、専門教科のカリキュラム修得、授業課程、授業法の基礎技能、生徒指導、生徒の成績評価等の理解を目指す。
  - b. 第二教育実習は、6週間にわたって実施され、授業参観、授業実習、学校運営報告書の作成、生徒指導報告書の作成等を行う。
  - c. 指導カウンセリング学士課程及び学校外教育学士課程の学生は研究課程の教育実習科目の履修を終えていること。
  - d. 基礎教育学学士課程の学生でカリキュラム運営監督教育実習の希望者は、教職教育実習を終えていること。
- (7) 教育実習の実施規定は、教育実習実施担当者グループが作成した「教育実習実施案内」に定める。

## 第12章 実践研修授業 (KKN)

### 第72条 定義と目的

- (1) 実践研修授業 (KKN) とは、学生による学際的で部門横断的なアプローチを通じて実践的に教育と授業、調査と社会奉仕を統合するための授業行為かつ実践労働である。
- (2) 実践研修授業を4セメスター単位の科目とする。
- (3) 実践研修授業の目標は、以下の通り。
  - a. 学生
    - 1) 社会に直接関与して、実践的かつ学際的に開発上の問題の発見、定式化、解決、克服を行うことを通じ、価値のある学習経験を得る。
    - 2) 開発の要員を育て、活動を促進し、準備する活動において学術、技術、芸術に基づく思考を提供することが可能となる。
    - 3) 学際的で部門横断的なアプローチを通じて実践的に開発問題を解決する中で社会の成員から特定の知識、姿勢、技能を得たり、逆に伝えたりする。
  - b. 大学
    - 1) 開発を実施する中で社会が直面する複雑な状況、動き、問題をより深く理解し社会に根ざした卒業生を養成する。
    - 2) 地方自治体、実務機関、社会との関係を深め、その結果、建設中の社会からの実際の要請に基づいた教育・研究活動を実践する中でより大きな役割を果たすことができるようになる。
- (4) 実践研修授業の指導と開発は、各学部の代表から成る実践研修授業開発チームが調整を行う。

### 第73条 位置づけ

- (1) 実践研修授業は、カリキュラムの一部を構成し、学士課程の学生の必修とする。
- (2) 実践研修授業と同種の他の活動で事前に社会奉仕研究所の調整を経ているものを実践研修授業に代えることができる。

### 第74条 前提条件及び実施

- (1) 実践研修授業参加の前提条件は、高校新卒者の場合100セメスター単位以上、第I種ディプロマ・中学校教員養成学校卒業者の場合90セメスター単位以上、第II種ディプロマ課程修了者の場合65セメスター単位以上、前期学士課程修了者の場合6セメスター単位以上の単位取得とし、第III種ディプロマ・高校教員養成学校卒業者の場合は単位取得を条件としない。
- (2) 実践研修授業の実施は、社会奉仕研究所の実践研修授業運営発展活動・活動が以下の規定のもとに行う。
  - a. 学生は実践研修授業の費用を負担する
  - b. 学生は登録により事務上の前提条件の規定を満たす
  - c. 女子学生の場合、妊娠中または出産直後でないこと
  - d. 学生は実践研修授業の実施場所に2ヶ月以上滞在すること

- (3) 実践研修授業には、準備作業（装備に関する講義・使用訓練、観察、計画作成）、現地での作業、報告書作成及び学習と計画実施の結果に対する評価が含まれる。
- (4) 実践研修授業は各セメスター毎に実施される。職業を持つ高校新卒者以外の学生の場合は、1セメスターの間に実質60日間（観察期間を含めない）の実践研修授業を行うものとする。
- (5) 当該セメスターに卒業を予定している学生は、実践研修授業または教育実習の他に、学部長の同意があれば卒業論文または1から2科目を4セメスター単位まで履修することができる。
- (6) 実践研修授業に関する他の規定は、実践研修授業実施ガイドに定めるものとする。



## 第13章 卒業論文

### 第75条 定義

卒業論文とは、調査、文献研究または詳細に行われた特定問題に関する研究に基づいて学士課程の学生が課程修了時に執筆する学術的著作のことを言う。

### 第76条 目的

卒業論文執筆の目的は、独自の調査、分析作業、精論到達及び論文形式に纏めること等の方法で学術的に問題を解決することを学生に学ばせることにある。

### 第77条 役割

- (1) 卒業論文の執筆は、学生が特定の問題を深く考えることで学習経験を統合することを目指した学習行為である。
- (2) 卒業論文の執筆は、学生がそれまでに得た経験と技能を統合する中で能力を向上させるための学習行為の一つの手段である。
- (3) 卒業論文の執筆は、自立的かつ学術的に問題を発見し解決する中で自己を鍛錬する機会を学生に対し与えるものである。

### 第78条 前提条件及び提出期限

- (1) 卒業論文コースは以下の前提条件を満たした学生が履修することができる。
  - a. 高校新卒者入学の学生の場合、一般科目以外で75セメスター単位以上を修得した者
  - b. 高校新卒者入学以外の学生で、第III種ディプロマ課程、前期学士課程、高校教員養成学校卒業者の場合、一般科目以外で30セメスター単位以上を修得した者
  - c. 高校新卒者入学以外の学生で、第II種ディプロマ課程、第I種ディプロマ課程、中学教員養成学校卒業者の場合、一般科目以外で70セメスター単位以上を修得した者
  - d. 転学生の場合、卒業論文コースへの前提条件は第1項、a.、b.、c.の規定を適用する。
  - e. 教育調査、インドネシア言語語学の単位を修得した者、または英語教育学科と外国語教育学科の学生に対する前提条件科目の単位を修得した者
- (2) 卒業論文コースを選択した学生は、第44条第2項の表9または第54条第2項の表15に記されたカリキュラム構造と単位配当に則って履修するものとする。
- (3) 卒業論文の執筆・作成は、遅くともコース選択をした次のセメスターから開始するものとする。
- (4) 3セメスター以上連続して卒業論文を完成出来なかったと評価された学生は、学科長・研究課程長の提案に基づき学部長が当該学生の講義コースへの変更を決定する。
- (5) 卒業論文の提出期限は、修業年限を越えずまた第4項に該当しないことを条件にコース選択後4セメスター以内とする。
- (6) 卒業論文のテーマは当該学生の専攻分野に則ったものとする。

- (7) 卒業論文は標準インドネシア語で執筆する。ただし、英語・外国語教育学科の学生は当該学科の専攻言語で執筆することができる。
- (8) 卒業論文の題目は学科・課程長の同意を得なければならない、また内容に関しては指導教官の同意を得なければならない。
- (9) 卒業論文の内容、形式、執筆技術に関してはマラン教育大学が発行する「卒業論文、学術論文、論考:学術的著作執筆ガイド」を指針とする。

#### 第79条 指導

- (1) 卒業論文の執筆に際し学生は指導教官から指導を受けるものとする。
- (2) 指導教官は2名とし、以下の任務を行う。
  - a. 第一指導教官は、卒業論文の最初から最後まで指導と評価を行う。
  - b. 第二指導教官は、卒業論文の具体的執筆に関して第一指導教官を補助する。
- (3) 第一指導教官は、講師または博士号取得者以上の者から、第二指導教官には、講師補(Lektor Muda)または修士号取得者以上の者から、専門分野に基づき学科長・研究課程長が提案し学部長が定めるものとする。